

常陸太田市 新市建設計画

策定 平成16年2月

常陸太田市・金砂郷町・水府村・里美村合併協議会

変更 平成27年3月 平成30年3月 令和6年12月

常陸太田市

【 目 次 】

第1章 常陸太田市の概況	1
1 位置と地勢	1
2 常陸太田市の性格	1
3 人口と世帯	2
4 関連計画や周辺の状況	2
第2章 新市建設計画策定の方針	3
1 計画の趣旨	3
2 計画の構成	3
3 計画の対象地域	3
4 計画期間	3
5 計画策定時における住民参加	3
第3章 合併の必要性和新市建設の課題	4
1 合併の必要性	4
2 常陸太田市の公共施設などの整備状況	8
3 住民アンケート調査の概要	12
4 新市建設に向けた主要課題	17
第4章 主要指標の見通し	21
1 総人口の推計	21
2 世帯数の推計	21
3 年齢別人口	21
4 産業別就業人口の推計	22
第5章 新市建設の基本方針	23
1 新市の将来像	23
2 新市建設の基本方針	25
3 土地利用構想	28
第6章 建設の根幹となるべき事業	31
1 新市建設のための3つの計画	33
2 分野別施策	36
(1) いつまでも健康で安心して暮らせるまちをつくる	36
(2) 地域間交流を促進し、地域資源を活かした「活力」ある 産業のまちをつくる	40
(3) 自然にやさしく人と自然が共生するまちをつくる	43
(4) 歴史に学び、かがやく未来のまちをつくる	46
(5) 利便性が高く快適で美しいまちをつくる	49
(6) 市民・企業・団体と行政が「協働」するまちをつくる	54
第7章 公共的施設の統合整備	57
第8章 財政計画	59

■参考資料

(1) 歴史的・文化的な共通点.....	65
(2) 個性ある主な特産品.....	65
(3) 自然（山）の活用	65
(4) 自然（川）の活用	66
(5) 里の活用	66
(6) まちの活用	66
(7) 人材の活用	66
(8) 高齢者福祉・介護保険関連施設.....	67
(9) 保健センター等	67
(10) 障害者施設	67
(11) 文化・学習施設等.....	68
(12) 社会体育施設.....	68
(13) 主な観光・余暇施設.....	69
(14) 特徴ある施設.....	70

第 1 章 常陸太田市の概況

1 位置と地勢

常陸太田市は、茨城県の北部に位置し、東は高萩市、日立市に接し、西は大子町、常陸大宮市、南は那珂市、北は福島県矢祭町にそれぞれ接しています。

南北約 40 km、東西約 15 km の広がりを持ち、面積は 371.99 km² となります。

標高は南部の平坦地で約 10 m ですが、北部の山岳地帯では 750 m を越えています。南部は広く開けた水田地帯となっていますが、北部は阿武隈山系の一部となり、たおやかで豊かな稜線を望むことができます。また、久慈川の支流である里川、山田川、浅川が流れ、この河川沿いに平野が広がっています。

気候は太平洋型の気候であり、四季を通じて穏やかですが、北部山岳地帯は冬季に積雪を見ることがしばしばあります。

2 常陸太田市の性格

(1) 常陸太田地区

平安末期より佐竹氏の城下町として繁栄し、また、徳川光圀公が隠居生活を過ごした西山御殿（西山荘）がある歴史の町です。住宅団地開発や土地区画整理事業などにより良好な居住環境が形成されています。

また、ひたちなか地区開発と水戸市や日立市などの発展エネルギーを活用し新しいライフスタイルを実現できる定住環境の整備を進めています。さらに、金砂郷地区、水府地区、里美地区を含めた内陸部の核都市として拠点機能の集積を図りながら、地域をリードする役割を担っています。

(2) 金砂郷地区

南北に細長く、北部から南部へ浅川、山田川が貫流し、その流域及び南部地区は平坦な水田地帯を形成しています。北部は畑地や山林を形成し、常陸秋そばの産地として知られています。

特産である常陸秋そばを核とした産業により地域の観光振興の一翼を担うとともに、宮の郷工業団地などへの企業誘致を図っています。

（３）水府地区

南北に細長い地形であり、山田川が中央部を貫流し、その河岸段丘に開けた中山間地域です。林業、畜産やこんにゃく、葉タバコ、そばなどの地場産業で栄えてきました。

県北地域の観光の核として建設された竜神大吊橋は、毎年多くの観光客が訪れ、地域の観光拠点となっています。

（４）里美地区

南北に細長い地形であり、中央を流れる里川沿いに集落が形成されています。面積の多くを山林が占め、林業や酪農などの地場産業で栄えてきました。

さらに、風力発電所など、自然環境に配慮したまちづくりが進んでいます。

３ 人口と世帯

令和２年の国勢調査によると、常陸太田市の総人口は、４８，６０２人、総世帯数１９，２４３世帯、６５歳以上の高齢人口比率は約３８．７％となっています。

産業別就業人口は第１次産業就業者が７．９％、第２次産業就業者が２７．１％、第３次産業就業者が６５．０％となっています。

４ 関連計画や周辺の状況

茨城県長期総合計画などにおいては、常陸太田市の地域は、茨城・栃木・群馬などを結ぶ地域連携軸の展開を通じて、地域のもつ資源や魅力を広域的に共有し相互の機能分担と連携を進める地域として位置づけられています。

また、茨城県のプロジェクトであるひたちなか地区開発は、常陸太田市にとっても重要な発展エネルギーとして期待されています。

※第１章第４項の記載内容については、合併前のものです。

第2章 新市建設計画策定の方針

1 計画の趣旨

本計画は、常陸太田市、金砂郷町、水府村、里美村が新市を建設していくための基本となる建設計画を策定するものであり、その計画の実現を図ることにより、1市1町2村の速やかな一体化を推進し、新市の均衡ある発展と住民福祉の向上を図ろうとするものであります。

2 計画の構成

本計画は下記の事項により構成します。

- ① 新市を建設していくための基本方針
- ② 建設の根幹となるべき事業に関する事項
- ③ 公共的施設の統合整備に関する事項
- ④ 財政計画

3 計画の対象地域

建設計画の対象地域は、新市全域とします。

4 計画期間

合併期日の属する年度及びそれに続く25か年度とします。

5 計画策定時における住民参加

本計画を策定するにあたっては、先に実施した「新しいまちづくりに関する住民アンケート調査」の集計結果を基礎資料とするとともに、その他各種広聴事業を通して、住民参加を実現するものとします。

第3章 合併の必要性和新市建設の課題

1 合併の必要性

1市1町2村は、買い物や通勤・通学の日常生活圏において、一体の地域を形成するとともに、住民生活に密着するごみ処理や消防などの行政事務を共同して処理してきました。

基礎的自治体である市町村が本格的な地方分権社会に的確に対応し、住民に高度な行政サービスを提供していくためには、行財政基盤の強化や政策形成能力の向上が求められており、市町村合併の必要性が高まっています。

このような背景から、常陸太田市、金砂郷町、水府村、里美村の1市1町2村は、住民交流や広域行政の実績を踏まえ、これまでそれぞれの市町村が実施してきたまちづくりを尊重しながら、新たなまちづくりを進めることとなりました。

(1) 生活圏の一体性

①歴史的・文化的な共通性

1市1町2村は、戦国時代から佐竹氏の領地として共通の歴史を有しています。今でもその名残があり、1市1町2村はすべて佐竹氏の縁で秋田市と友好関係を結んでいます。江戸時代には徳川光圀公に代表される水戸藩の領地として同じ歴史と文化を共有してきました。

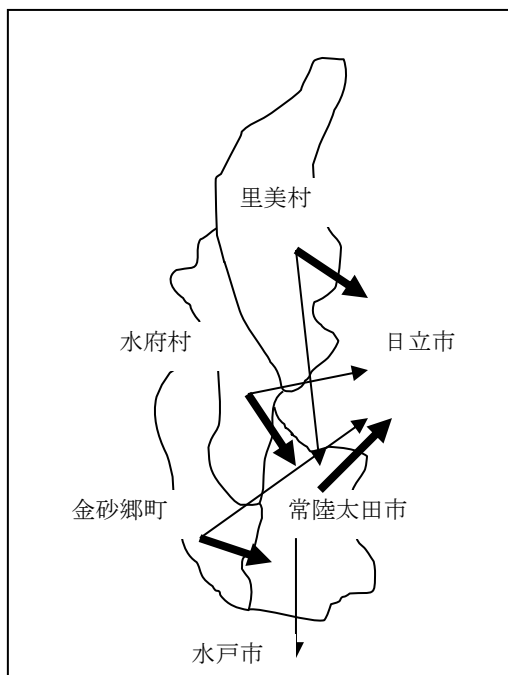
さらに、常陸太田市と里美村は古くからの街道である「棚倉街道」によって結ばれるとともに、72年毎に西金砂神社、東金砂神社の大祭礼には地域が一体となって取り組んでいます。

このように、1市1町2村は、歴史的・文化的に共通のものを持ちながら発展してきました。

②生活圏の一体性

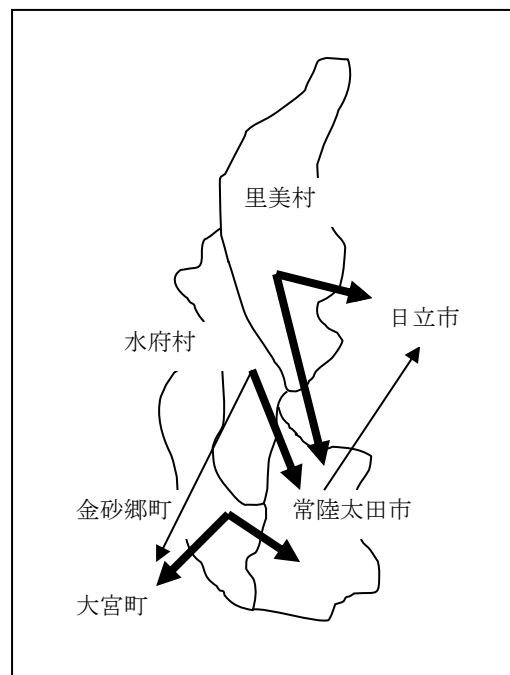
住民生活の中で基本的な活動である通勤・買物・余暇・医療などの現状を見ると、ほとんどの分野で常陸太田市を中心とした活動が行われています。

通勤動向



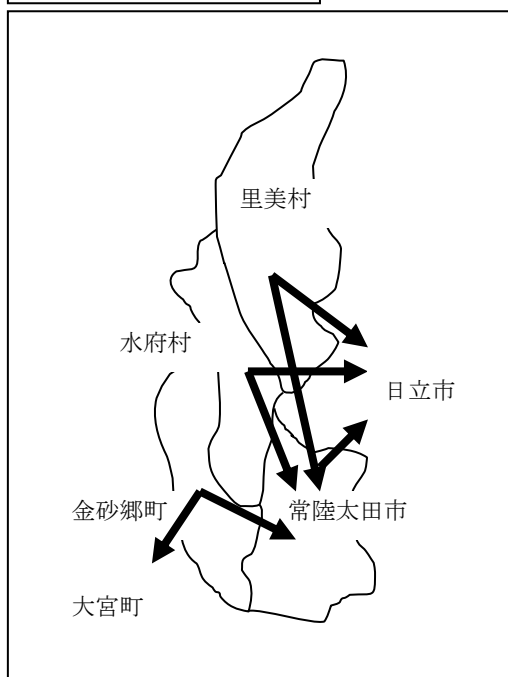
注：流出先第 1 位及び第 2 位

買物動向



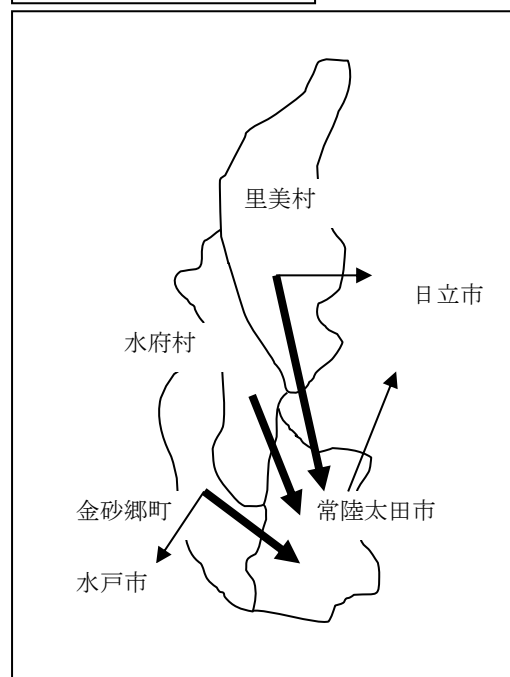
注：流出先 50%以上及び 35～49%

余暇活動



注：流出先 30%以上

医療活動



注：流出先 50%以上及び 30～49%

資料：通勤動向は平成 12 年国勢調査。他は平成 13 年茨城県生活行動圏調査報告書（財団法人 常陽地域研究センター）

③道路網の整備による一体性の強化

急速な「クルマ社会」の到来により、住民の生活圏は飛躍的に拡大しました。この地域においても南北方向、東西方向に国道や県道が整備され、1市1町2村のどこからでも住民の交流が容易になりました。

(2) 地方分権の推進と広域行政の成熟

1市1町2村ではこれまで、様々な分野の事務を共同処理してきており、これによって行政運営の効率化が図られてきました。今までの主な広域行政の実績は表のとおりですが、このほかにもスポーツ施設などの公共施設の相互利用、常陸太田市斎場の1町2村の優先利用などを行っています。

今後、地方分権の進展とともに、多くの権限が市町村に委譲されることとなります。また、健康・福祉、環境、教育・文化、情報化等住民のより高度化するニーズに応じていく必要もあります。

■ 主な広域まちづくりの実績

事業名	施設・業務名	事務事業	構成市町村
常陸太田地方広域事務所（一部事務組合）	清掃センター	ごみの収集・処理	常陸太田市・金砂郷町・水府村・里美村
常陸太田・金砂郷環境衛生組合（一部事務組合）	クリーンセンター	し尿の処理	常陸太田市・金砂郷町
常陸太田市消防本部	消防署（本署・分署）	消防、救急業務 （1町2村が常陸太田市に委託）	常陸太田市 （金砂郷町・水府村・里美村）
常陸太田市公益事業団	観光案内センター	観光情報提供、観光パンフレット等の配布、行事等の情報提供、特産品等の展示 （1市1町2村が事業団に委託）	常陸太田市・金砂郷町・水府村・里美村
常陸太田市・金砂郷町学校給食共同調理場協議会	学校給食共同調理場	学校給食業務	常陸太田市・金砂郷町
久慈太田介護認定審査会	介護保険認定審査業務	介護保険認定審査業務	常陸太田市・金砂郷町・水府村・里美村

(3) 行政の効率化

近年、国や地方の財政状況は厳しさを増しつつあります。市町村においては財政基盤の強化を図るとともに、簡素で効率的な行政運営が求められています。1市1町2村が合併することにより、行政経費を節減することができ財政基盤が強化されますので、重点的な投資などが可能となります。

（４）都市発展性の拡大＝県北地域の拠点都市の形成

１市１町２村が一体となることによって、それぞれの個性や特性を活かし、新しい観点から多彩なまちづくりが推進できるようになります。

１市１町２村は、山や川、里の自然、住宅地や商業地区、文教地区など多様な顔を持っています。また、特徴ある景観を有した街並みや世界に誇れる人材を多く輩出してきた歴史もあります。

これらを活用し県北地域の拠点都市として大きく発展していくことが可能となります。

※第３章第１項の記載内容については、合併前のものです。

2 常陸太田市の公共施設などの整備状況

常陸太田市における公共施設の整備状況を見てみると、福祉施設、生涯学習施設、社会体育施設など多様な施設が整備されています。

(1) 保健・福祉施設

常陸太田市には、常陸太田地区の総合福祉会館を始め、介護保険関連施設、生きがい・介護予防施設、障害者施設などが各地区に整備されています。

また、各地区には認定こども園が設置されるなど、効率的な施設整備にも取り組んでいます。

(2) 生涯学習関連施設

常陸太田市には、本格的施設として常陸太田市の生涯学習センター、図書館、市民交流センターがあります。これらの3施設は集中して立地しており、文化活動の中心拠点として機能することができます。さらに、このほかには各地区の地域特性を活かした個性ある文化施設があります。また、社会体育施設は各地区にそれぞれ整備されています。

(3) 観光・余暇施設

常陸太田市は、山や川の自然に恵まれ、美しい景観や歴史や伝統文化が豊かなことから、観光施設や余暇施設が数多くあります。地域の特性や歴史を活かし、都市との交流や産業振興を目指して施設整備が行われています。

(4) その他特徴ある施設

常陸太田市には、地理的条件や歴史を反映した独特の景観や施設などがあります。これらも貴重なまちづくり資源です。

(5) 小学校・中学校・高等学校等

常陸太田市には、小学校が8、中学校が8、高校が2、特別支援学校が1校あります。

■ 小学校・中学校・高等学校等

地区名	小学校	中学校	高等学校	特別支援学校
常陸太田地区	5	5	2	1
金砂郷地区	1	1		
水府地区	1	1		
里美地区	1	1		
計	8	8	2	1

注：常陸太田地区の中学校は、太田第一高等学校附属中学校を含む。

常陸太田市にある高等学校は、太田第一高等学校、太田西山高等学校

(6) 幼稚園・保育所・認定こども園

幼稚園は2園、保育所は6か所、認定こども園は5園あります。

■ 幼稚園・保育所・認定こども園

地区名	幼稚園	保育所	認定こども園
常陸太田地区	2	6 うち民間4	2 うち民間1
金砂郷地区			1
水府地区			1
里美地区			1
計	2	6	5

(7) 主要幹線道路

常陸太田市に関連する国土幹線道路として、常磐自動車道があり「那珂インターチェンジ」、「東海スマートインターチェンジ」、「日立南太田インターチェンジ」、「日立中央インターチェンジ」、「高萩インターチェンジ」などが利用可能です。

国道は、293号、349号、461号の3本があり、県道とともに常陸太田市の幹線道路となっています。

■ 市内の主な幹線道路 南北幹線

路線名	場 所	状 況	備考
国道349号	水戸市～常陸太田地区～里美地区～宮城県		
国道461号	栃木県～水府地区～里美地区～日立市		
主要地方道常陸太田大子線	常陸太田地区～水府地区～大子町	一部未改良、整備中	
主要地方道常陸太田那須烏山線	常陸太田地区～水府地区～金砂郷地区～栃木県	一部未改良、整備中	
主要地方道常陸那珂港山方線	ひたちなか市～金砂郷地区～常陸大宮市	一部未改良、整備中	
奥久慈グリーンライン林道	大子町～水府地区	一部供用開始、整備中	

■ 市内の主な幹線道路 東西幹線

路線名	場 所	状 況	備考
国道293号	日立市～常陸太田地区～金砂郷地区～栃木県	常陸太田東バイパス整備中	
県北東部広域農道	金砂郷地区～水府地区～常陸太田地区～日立市		
主要地方道日立山方線	日立市～里美地区～水府地区～金砂郷地区～常陸大宮市	一部未改良、整備中	

国道４６１号	栃木県～水府地区～里美地区～高萩市		
主要地方道北茨城大子線	北茨城市～里美地区～大子町	一部未改良、整備中	
県北北部広域農道	里美地区～大子町		
主要地方道十王里美線	日立市～里美地区	一部未改良、整備中	
主要地方道日立笠間線	日立市～常陸太田地区～金砂郷地区～笠間市	一部未改良、整備中	
主要地方道日立常陸太田線	日立市～常陸太田地区	一部未改良、整備中	

（８）公共交通機関

常陸太田市の公共交通機関は、鉄道（ＪＲ東日本水郡線）が水戸方面・郡山方面などへの広域交通として運行しております。

また、域内交通については、平成２８年１０月に第１次再編として、サービスエリア（運行ルート等）の重複や、サービス水準（運行日・便数、運賃等）の地域間における相違の解消に取組み、平成３１年４月に第２次再編として、本市と隣接する日立市との間で運行している常陸太田地区（ＪＲ常陸太田駅・中心市街地等）と日立市南部（ＪＲ大甕駅等）を結ぶ路線バスの運行体系の再編等を実施し、公共交通の利便性向上、運行の効率化に取組み、令和４年４月に第３次再編として、小学校の統合により新たにバス通学を行う児童のために複数のバス路線を新設するとともに運行ルートの見直しを実施しました。また、令和６年２月には、自動運転ＥＶバスの定常運行を開始したところです。今後も、さらなる本市の移動環境の向上のため、再編後の利用促進、効果検証を行い、地域公共交通網の構築を図っていきます。

■ 公共交通機関の現況（鉄道）

区 間	会社名	概 要
水戸～常陸太田	ＪＲ東日本 水郡線	市内３駅（常陸太田・谷河原・河合）

■ 公共交通機関の現況（路線バス等）

地区名	概 要
常陸太田地区	路線バス、乗合タクシー、自動運転ＥＶバス
金砂郷地区	路線バス、乗合タクシー
水府地区	路線バス、乗合タクシー、交通空白地有償運送
里美地区	路線バス、乗合タクシー、交通空白地有償運送

（９）生活排水対策

快適な生活環境の創造と水質保全のためには、公共下水道の整備などによる適切な生活排水処理が重要となっています。常陸太田市では地域の実態に合わせた生活排水対策を推進しています。

■ 生活排水处理方法

地区名	处 理 方 法
常陸太田地区	公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽
金砂郷地区	特定環境保全公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽
水府地区	特定環境保全公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽
里美地区	農業集落排水、合併処理浄化槽

3 住民アンケート調査の概要

平成14年度に1市1町2村の新しいまちづくりに対する住民の意識を把握するために、住民アンケート調査を実施しました。

(1) 調査方法

項 目 等		具 体 的 内 容
調査対象		常陸太田市、金砂郷町、水府村、里美村在住の満20歳以上の男女
調査方法	調査対象の抽出方法	各市町村別の以下の数無作為層化抽出 常陸太田市 3,700 金砂郷町 1,100 水府村 700 里美村 500
	配布・回収方法	調査対象者に対して、アンケート調査票1部と返信用封筒1部を郵送配布し、自記式（無記名）回答により、郵送で回収しました。
	調査日時等	アンケートの発送配布 → 平成14年12月19日（木） アンケートの回収期限 → 平成15年 1月 6日（月）

(2) 調査項目

アンケート調査は、①調査対象者に関する調査、②市町村の現状、③市町村合併に対する住民の期待や不安の把握、④合併後のまちづくりの方向性の4項目について行いました。

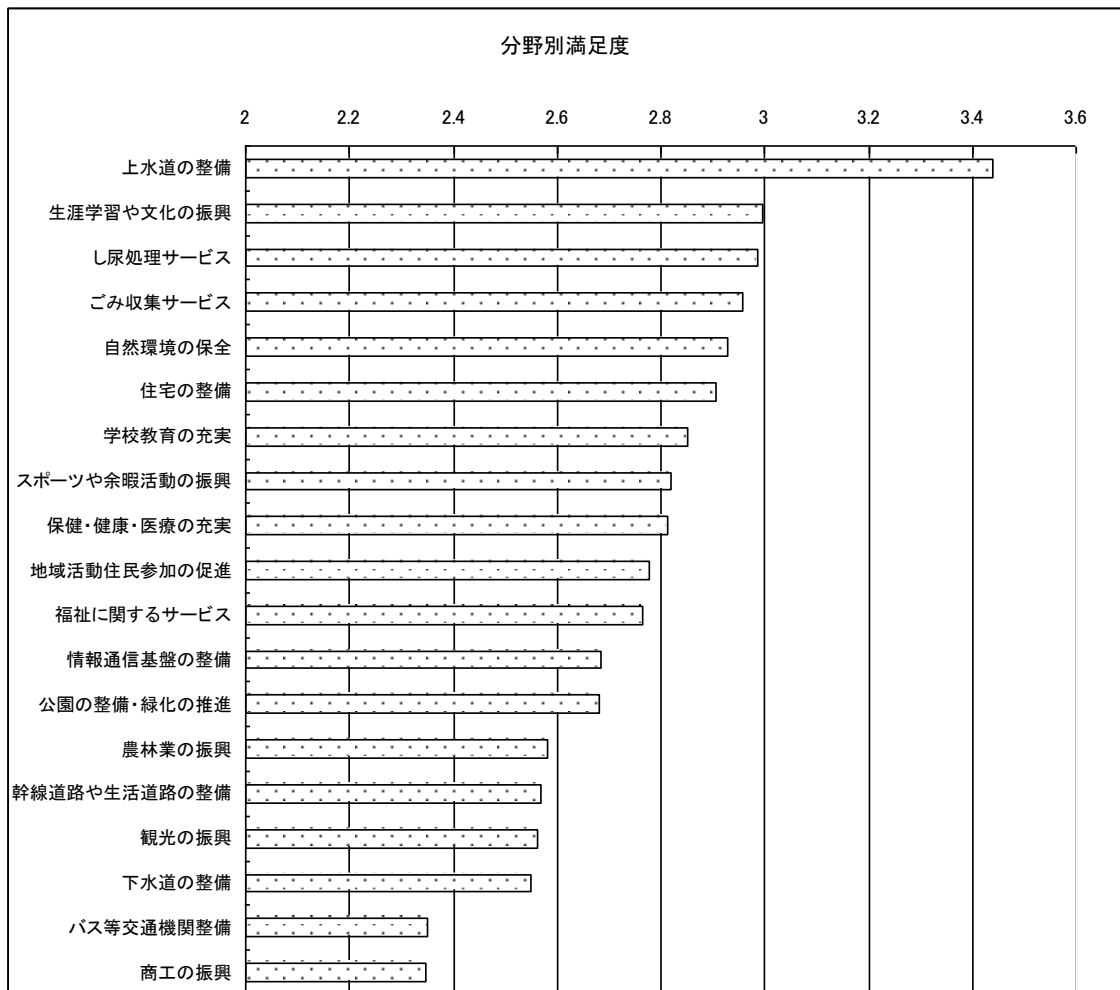
(3) 回収状況

アンケートの市町村別の回収状況は、以下のとおりでした。

市町村別	配布票数 (人)	回収票数 (人)	回収率 (%)
常陸太田市	3,700	1,530	41.4
金砂郷町	1,100	457	41.5
水府村	700	305	43.6
里美村	500	243	48.6
合 計	6,000	2,535	42.3

（４）市町村の現状

市町村の現状の満足度について調査した結果は、上水道の整備、生涯学習や文化の振興、し尿処理サービス、ゴミ収集サービスなどについての評価が高く、商工の振興、バス等交通機関の整備、下水道の整備、観光の振興、幹線道路や生活道路の整備について低い評価でした。

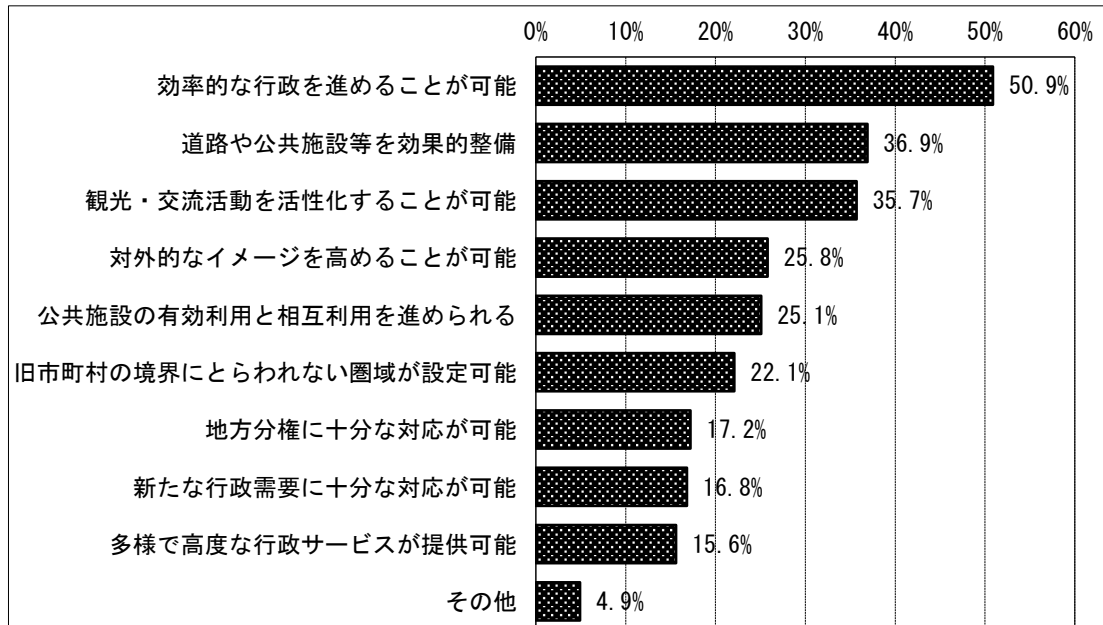


計算方法：（「大変満足」× 5 点＋「やや満足」× 4 点＋「普通」× 3 点＋「やや不満」× 2 点＋
「大変不満」× 1 点）／無回答を除く回答者総数

（５）市町村合併に対する住民の期待や不安の把握

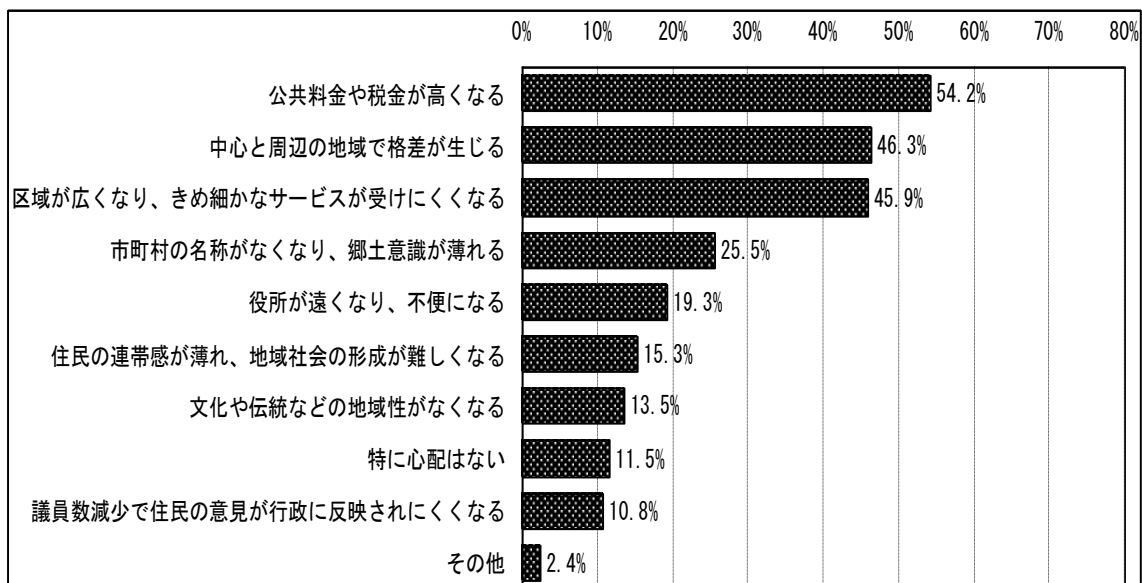
①市町村合併への期待

市町村合併による効果への期待は、「効率的な行政の推進」「道路や公共施設の効果的整備」「観光・交流活動の活性化」などへの期待が高くなっています。



②市町村合併の不安

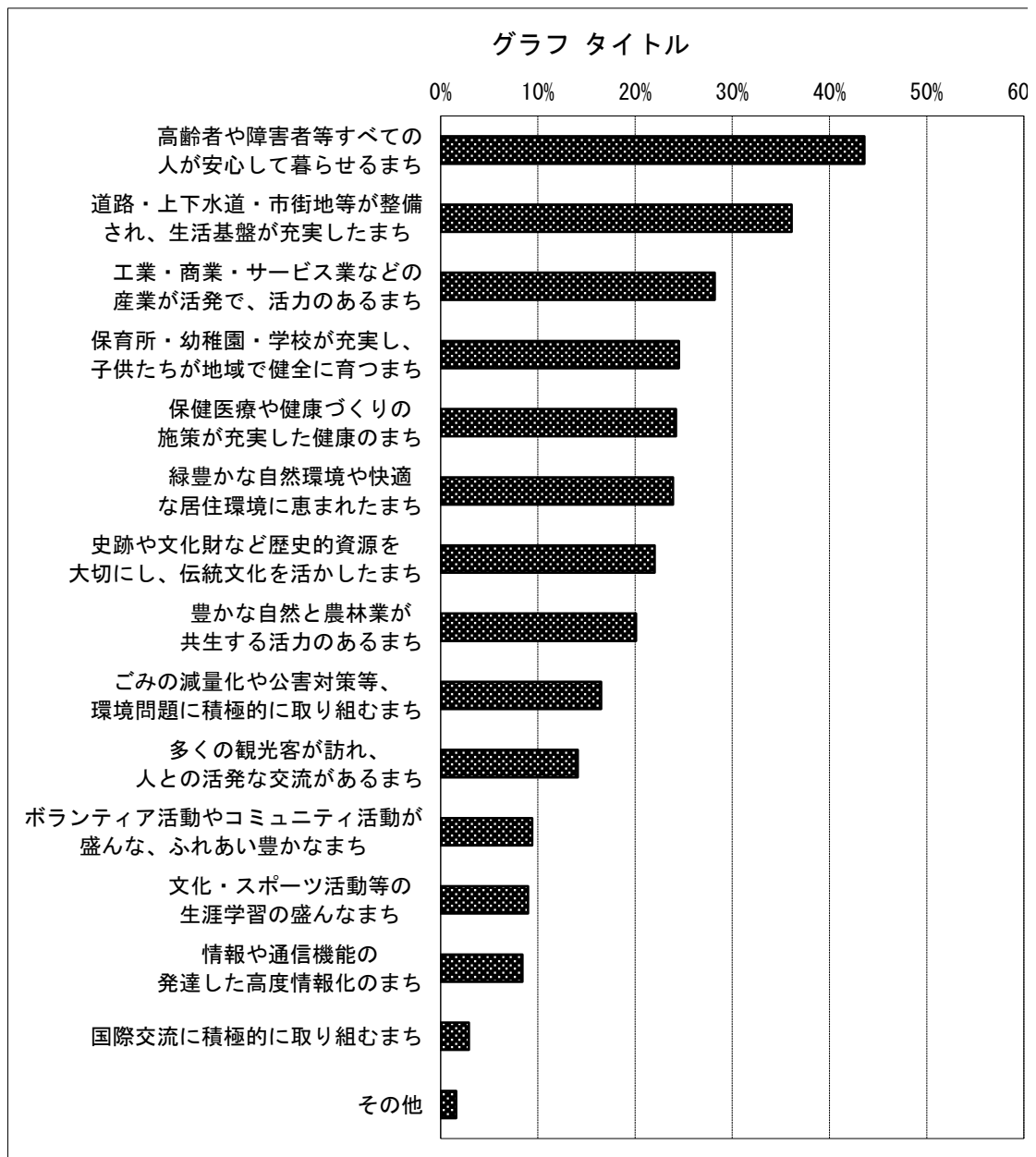
市町村合併への不安では、「公共料金・税金の住民負担の増加」「中心地域と周辺地域のアンバランス」、「きめ細かなサービスが受けにくくなる」との数値が高くなっており、公平なサービスを望みつつ、負担増加を懸念しています。



(6) 合併後のまちづくりの方向性

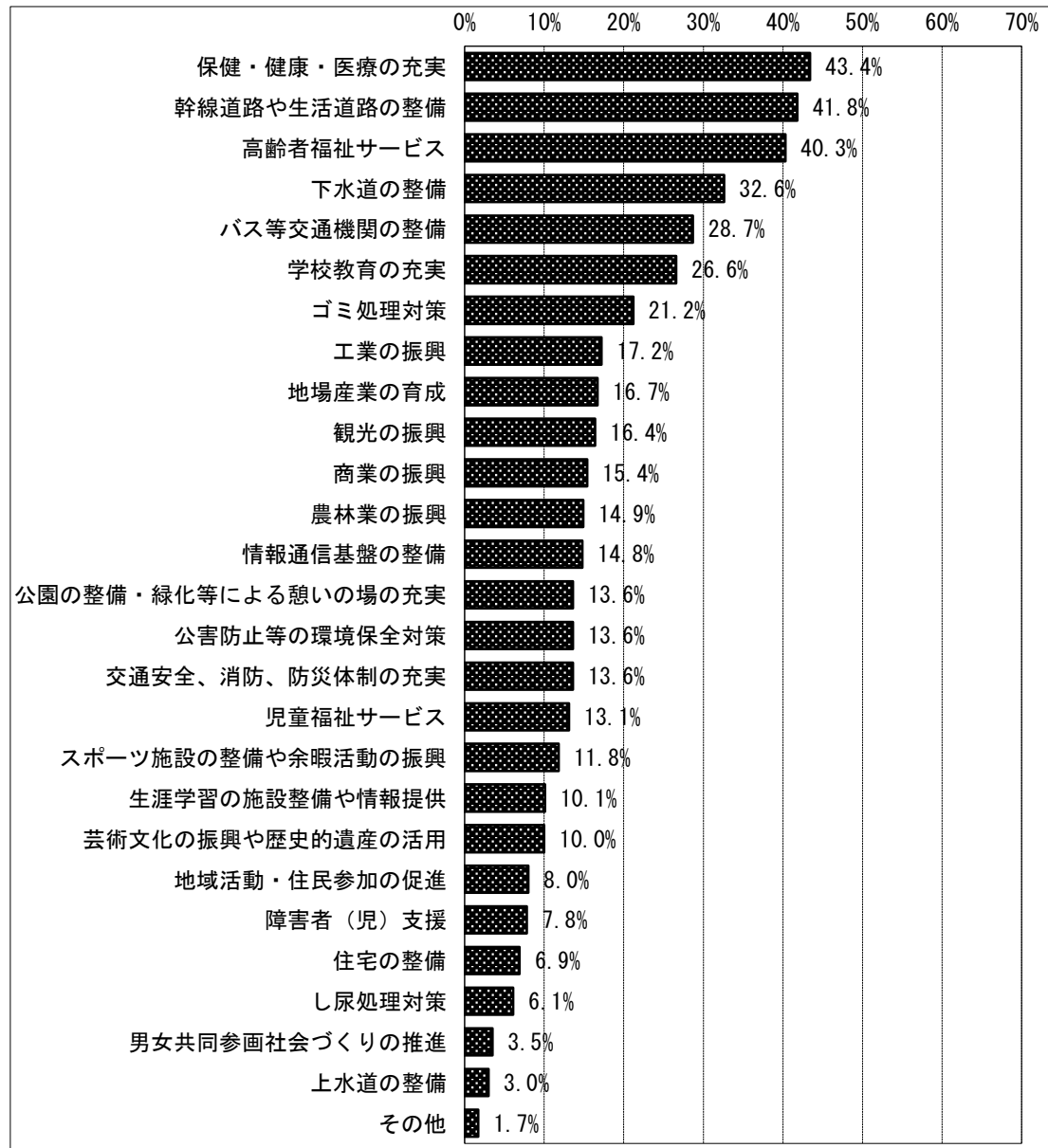
①将来のまち

1市1町2村が合併した場合、期待するまちの姿としては、「高齢者や障害者等すべての人が安心して暮らせるまち」「道路・上下水道・市街地等が整備され、生活基盤が充実したまち」「工業・商業・サービス業などが活発で活気のあるまち」が高くなりました。



②合併後の施策への希望

合併後に取り組むべき施策や事業については、「保健・健康・医療の充実」や「幹線道路や生活道路の整備」、「高齢者福祉サービス」などが多くなっています。



4 新市建設に向けた主要課題

1市1町2村が合併し、新しいまちを建設していくための主要課題を検討します。

(1) より存在感のあるまちへ

①拠点性の強化

常陸太田市を始め1市1町2村は、それぞれ個性ある都市として発展してきました。特に、常陸太田市は県北内陸部の行政・文化の拠点都市であり、市の個性である歴史・教育・文化・自然・産業を活かしたまちづくりを推進してきました。

新しい市は、常陸太田市の持つ拠点性に加え、森や川などの自然、常陸秋そばなどの特産物、竜神大吊橋に代表される観光施設、西金砂神社、東金砂神社の田楽舞などの伝統文化を持つことになります。

新市は、これらの多様な要素を積極的に活かしながら、県北の拠点都市として一層発展を図ることが必要です。

②南東北地方から北関東への玄関口

新市は福島県に接することになり、南東北地方から北関東地方への玄関口に位置することになります。交通の要衝として道路や通信基盤などの整備を進め、人、物、情報の交流拠点として発展していく必要があります。

(2) 都市としての一体性の確保・創造

1市1町2村は、多くの共通性を持ちながらもそれぞれ個性あるまちづくりを推進しています。新市においては、これまでのまちづくりの歴史・蓄積を尊重するとともに、速やかに都市としての一体性を確保・創造する必要があります。そのため、次のようなことが重要な課題となります。

①道路基盤の整備

新市が一体となるためには、新市のどこからでも迅速に移動でき、より広域的な市民活動ができることが必要です。そのためには、幹線道路の整備を始め、1市1町2村をきめ細かくネットワークする道路網の整備が必要です。

なかでも主要幹線道路の整備は重要であり、国道461号の狭隘部の拡幅、肋骨道路を始めとした国・県道の改良、奥久慈グリーンライン林道の整備、県北東部広域農道などの整備などが必要となります。

②交流機能の強化

新市の公共交通の中心は、J R 常陸太田駅周辺となっています。しかし、自

家用車の集中に十分に対応することが困難であり、改善が求められています。

また、新市には多くの観光拠点がありますが、これらの連携や誘導體制が十分とは言えず、新市の観光の核となる施設の整備が求められています。

③都市機能や資源の活用

現状では、保健・福祉・医療や生涯学習、商業などの都市機能は常陸太田市に集中しています。1町2村は常陸太田市の機能を地域の実情に応じて活用することが必要です。

そのため、情報通信技術の活用などにより、1市1町2村の施設や人材、資源の連携強化や有効活用を図る体制を整備し、高度なサービスから地域密着型のサービスまでを住民に提供できる体制づくりが必要です。

住民の利便性向上と地域の活性化を第一に考えながら、次のような連携・活用体制の形成を図る必要があります。

また、観光や農業・地場産業の振興についても、1市1町2村の資源を有効に活用する連携体制の確立が必要です。

- ア 生涯学習センター、市立図書館、市民交流センターを核とし、交流センターふじ、水府総合センター、里美文化センターなどを連携する「生涯学習連携推進体制」。
- イ 総合福祉会館を核として、1町2村の保健・福祉施設を結ぶ「保健・福祉連携推進体制」。
- ウ 山吹運動公園を核として、1市1町2村のスポーツ施設を結ぶ「スポーツ振興連携推進体制」。
- エ 西山御殿（西山荘）・西山の里桃源、竜神大吊橋、プラトーさとみ、西金砂湯けむりの郷などを拠点とする「観光振興連携推進体制」。
- オ 米、そば、乳製品、巨峰、なし、しいたけ、こんにゃく、淡水魚などを活用した「健康食品・地場産品連携活用推進体制」。

④住民交流の促進

新市の面積は371.99km²となり、大子町を抜いて茨城県内で最大となります。必然的に周辺部から中心部へのアクセスは容易ではありません。特に、周辺部には高齢者が多く居住しており、これらの交通弱者への配慮は重要となります。

周辺部の住民も難なく新市の中心部にアクセスできるように、公的な交通機関を確保・整備し、すべての市民の交流活動が活発化することが重要です。

（３）地域の個性を活かしたまちづくり

（久慈三川文化＝「山」「川」「里」「まち」の活用）

まちづくりには地域の個性や資源を活かす視点が必要です。そのため、次の２つの視点からまちづくりを進める必要があります。

①地域の共通した個性を活かす（里山文化の創造）

１市１町２村には共通する個性があります。それは、久慈三川（里川、山田川、浅川）に代表され、「山」「川」「里」「まち」と表現することができます。

これらの自然や景観は、近年では「里山文化」として見直されています。里山の自然景観や生態系に注目し、人と自然の新しい共生の関係づくりをめざす活動が各地域で行われています。

常陸太田市では、住民参加で「エコミュージアムを基本とした活動」にいち早く取り組んでいます。

「山」「川」「里」「まち」を活用し、地域の個性を活かした「里山文化」を創造していくことが必要です。

②地域独特の個性を活かしたまちづくり

「里山文化」を具体的に創造していくために、１市１町２村の特有の資源を活かすことが必要です。

そのためには、次のような視点で地域づくりを進める必要があります。

■「山」の活用

活用の基本方向	具 体 的 方 向
環境保全	・風力発電施設やバイオマスリサイクルなどを活用し、資源循環型でエネルギーの有効利用を図る。 ・森林保全を図り、水源涵養機能など森林の持つ公益的機能の向上を図る。
活力の創造	・木材産業や特用林産物など林業の振興を図る。 ・森林のもつ保健休養機能、景観機能を活用し、観光の振興を図る。 ・森林のより高度な利用を図るため、樹園地などとしての活用を図る。

■「川」の活用

活用の基本方向	具 体 的 方 向
交流促進（三川ごとの個性づくり）	・里川→棚倉街道の歴史を活かし、森とまちを結ぶ自然とにぎわいを演出する軸として位置づける。 ・山田川→東金砂神社の歴史と地域の特産物を結ぶそば街道として位置づける。 ・浅川→西金砂神社と常陸秋そばを活かし、そばと人を結ぶそばのふるさと軸として位置づける。

■「里」の活用

活用の基本方向	具 体 的 方 向
活力の創造	・常陸太田工業団地、ハイテクパーク金砂郷、宮の郷工業団地などを活用し工業の振興を図る。 ・水田・果樹・畜産、工芸作物などの地域の特性に合わせた農業の振興を図る。
環境	・人と自然の接点である里山の景観や水辺環境の保全を図る。
定住	・定住環境の整った住宅用地の確保を図る。
健康	・住民の健康づくりを進めるため、豊富なスポーツ施設の活用を図る。

■「まち」の活用

活用の基本方向	具 体 的 方 向
景観	・鯨ヶ丘の街並みや坂のある景観を活かし、魅力あるまちづくりを進める。
教育・文化	・教育熱心な風土を重んじ、豊かな教育環境を創造する。 ・図書館、生涯学習センター、市民交流センターの拠点性を高め、新市の生涯学習拠点とする。
健康・福祉	・総合福祉会館を新市の健康・福祉拠点とする。
活力の創造	・中心市街地の活性化を図るとともに、国道沿線への商業立地を促進する。

(4) 効率的な行政運営

①公共施設の整理・統合

効率的な行政運営を行うためには、公共施設の整理・統合が必要です。新たな視点で既存の施設の管理や使用方法を見直し、住民ニーズに応じた効率的な利用形態を検討する必要があります。

②重点的な投資

厳しい財政事情が予測されますが、真に必要な事業には重点的に投資をする必要があります。施設や道路、情報通信基盤の整備などのハード事業はもとより、少子高齢社会への対応、環境保全活動、教育文化の振興、住民主体のまちづくりなどのソフト事業にも重点的に取り組むことが重要です。

※第3章第4項の記載内容については合併前のものとなります。

第4章 主要指標の見通し

新市の人口や世帯、就業者数の見通しは以下のとおりです。

1 総人口の推計

区 分	平成 12 年実績値	平成 22 年実績値	平成 27 年実績値
総人口（人）	61,869	56,250	52,294
区 分	令和 2 年実績値	令和 7 年推計	
総人口（人）	48,602	45,685	

2 世帯数の推計

区 分	平成 12 年実績値	平成 22 年実績値	平成 27 年実績値
世帯数	19,374	19,801	19,436
一世帯当たり人員	3.19	2.84	2.69
区 分	令和 2 年実績値	令和 7 年推計	
世帯数	19,243	19,149	
一世帯当たり人員	2.53	2.39	

3 年齢別人口

区 分		平成 12 年実績値	平成 22 年実績値	平成 27 年実績値
年少人口	人数	9,558	6,301	4,975
	構成比	15.4%	11.2%	9.5%
生産年齢人口	人数	37,425	33,229	29,533
	構成比	60.5%	59.1%	56.5%
老年人口	人数	14,886	16,684	17,745
	構成比	24.1%	29.7%	34.0%
区 分		令和 2 年実績値	令和 7 年推計	
年少人口	人数	4,303	3,977	
	構成比	8.9%	8.7%	
生産年齢人口	人数	25,419	22,954	
	構成比	52.3%	50.2%	
老年人口	人数	18,808	18,754	
	構成比	38.7%	41.1%	

4 産業別就業人口の推計

区 分		平成 12 年実績値	平成 22 年実績値	平成 27 年実績値
就業人口		31,262	26,790	24,914
就業率		50.5%	47.6%	47.6%
第 1 次 産 業	人数	4,761	2,528	2,083
	構成比	15.2%	9.9%	8.6%
第 2 次 産 業	人数	10,020	7,268	6,838
	構成比	32.1%	28.4%	28.4%
第 3 次 産 業	人数	16,481	15,817	15,212
	構成比	52.7%	61.7%	63.0%
区 分		令和 2 年実績値	令和 7 年推計	
就業人口		23,495	21,746	
就業率		48.3%	47.6%	
第 1 次 産 業	人数	1,806	1,653	
	構成比	7.9%	7.6%	
第 2 次 産 業	人数	6,215	5,437	
	構成比	27.1%	25.0%	
第 3 次 産 業	人数	14,868	13,591	
	構成比	65.0%	62.5%	

注：第 4 章 主要指標の見通しについて、平成 12 年、平成 22 年、平成 27 年、令和 2 年は、
国勢調査実績値による。

令和 7 年は国勢調査に基づき推計した。

第5章 新市建設の基本方針

1 新市の将来像

新市は豊かな自然と歴史に育まれ、農林業や商工業、地場産業を中心に発展しています。

さらに、自然資源や歴史資源を活かした観光振興を図るとともに、少子高齢社会に対応した保健福祉施策の充実、多様化する住民ニーズに対応した生涯学習施策の推進、地球環境の時代に対応した環境保全施策など時代を先取りしたまちづくりを進めています。

今後、新市は県北地域において拠点性を高めるとともに、市民の多様なニーズに対応し独自の施策を展開していくことが求められています。

この計画では、新市が1市1町2村の「個性」や「特性」を活かしたまちづくりを進めていくための基本的な理念や将来像を次のように設定します。

(1) 基本理念

1市1町2村の総合計画に示されたまちづくりの考え方や将来像には、いくつかの共通する考え方や方向性があります。これらを踏まえ、新市のまちづくりの「基本理念」を設定し、さらに基本理念を実現するための行動理念を設定します。

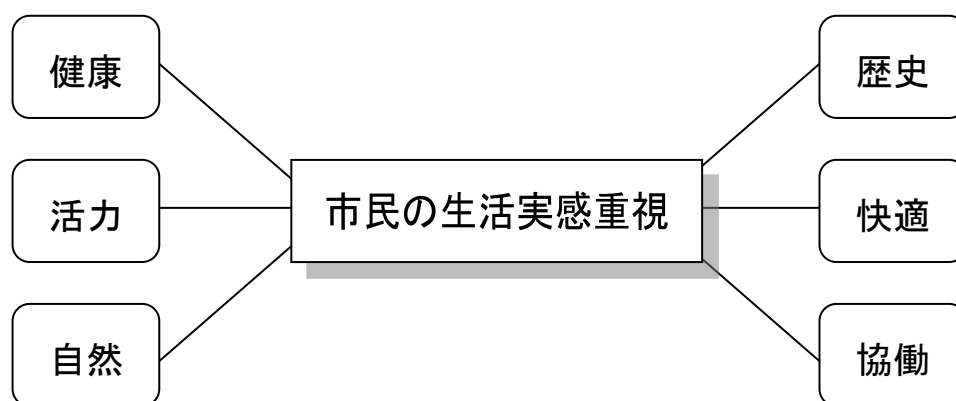
基本理念＝人＝市民の生活実感重視のまちづくり

この基本理念に込められたまちづくりの基本的考え方は次のようになります。

- 市民が、新市の自然や歴史、暮らし、産業などを深く理解しつつ、新市の魅力を実感し、楽しく連携しながらまちづくりを推進する「エコミュージアム」の考え方をまちづくりの基本とします。
- 一人ひとりの「市民」の生活を大切にし、人が自立しながら自らの幸福を追求できるまちづくりを進めます。
- 一人ひとりの「市民」が、新市が誕生してよかったと実感できるまちづくりを進めます。

この基本理念に基づき、新市のまちづくりを具体化するための行動理念を以下のように定めます。

- | | |
|--------|--|
| 行動理念 1 | 「健康」＝いつまでも健康で安心して暮らせるまちをつくる。 |
| 行動理念 2 | 「活力」＝地域間交流を促進し、地域資源を活かした「活力」ある産業のまちをつくる。 |
| 行動理念 3 | 「自然」＝自然にやさしく人と自然が共生するまちをつくる。 |
| 行動理念 4 | 「歴史」＝歴史に学び、かがやく未来のまちをつくる。 |
| 行動理念 5 | 「快適」＝利便性が高く快適で美しいまちをつくる。 |
| 行動理念 6 | 「協働」＝市民・企業・団体と行政が「協働」するまちをつくる。 |



（２）新市の将来像

基本理念と 6 つの行動理念に基づきまちづくりを推進するための目標として、新市の将来像を

人・自然・歴史がかがやき、健康と活力にあふれる美しいまち

とします。

この将来像に向かって市民・企業・団体と行政の「協働」によるまちづくりを進めます。

※第 5 章第 1 項の記載内容については、合併前のものです。

2 新市建設の基本方針

6つのまちづくり行動理念に沿って、新市建設の基本方針を次のように定め、相互の連携を図りながら、総合的にまちづくりを進めます。

基本方針1 いつまでも健康で安心して暮らせるまちをつくる

一人ひとりの市民が幸福を追求するためには、いつまでも健康で暮らせることが必要です。さらに、万が一疾病や障害が発生しても地域の支えあいの中で安心して暮らせる環境づくりが必要です。

そのため、保健・医療体制の充実により市民の健康の保持・増進を図ります。

また、高齢者や障害者が住み慣れた地域や家庭で、安心して生きがいのある生活を継続できるように、介護保険制度をはじめとする高齢者福祉施策や障害者福祉施策等の充実に努めます。

さらに、次代を担う児童の健全な育成と、子育てに夢を持てる社会づくりをめざします。

基本方針2 地域間交流を促進し、地域資源を活かした「活力」ある産業のまちをつくる

地域が継続的に発展していくためには、力強い産業が地域に育っていることが必要不可欠です。さらに、市民が自立するためには、地域で安定して働ける場があることが重要です。

新市の個性や地域の資源を活かした農林業などの振興、企業誘致による雇用機会の拡大、利便性の高い商業環境の創造を図ります。

特に、観光は交流によって人々に活力をあたえるとともに、地元の雇用拡大や地元製品の消費拡大、地域イメージの向上など、他産業への波及効果の高い産業であることから、温泉など新市の観光資源を有効に活用するため、資源の連携強化を促進し、県を代表する観光都市としての発展を目指します。

また、市民生活に密着した福祉や環境などに関連する新産業の育成や、市民の起業活動の促進を図ります。

基本方針3 自然にやさしく人と自然が共生するまちをつくる

新市は豊かな自然環境に恵まれています。自然環境を保全し後世に伝えるとともに、自然の恩恵を活かしながら上手に自然と共生していくことは、現代に生きる私たちの使命でもあります。

奥久慈、太田、高鈴、花園・花貫の県立自然公園や里山の保全を図るとともに、新エネルギー利用や省エネルギーを進め、循環型社会を構築し、自然と共生するまちづくりに努めます。

また、地域の特性に合わせた適切な生活排水対策を推進し、水質の保全・改善に努めるとともに、ごみのリサイクルの推進や再資源化・減量化に取り組み、環境への負荷の少ない地域づくりを進めます。

基本方針4 歴史に学び、かがやく未来のまちをつくる

新市には古くからの歴史や伝統が息づき、教育熱心な風土が育くまれてきました。この歴史や伝統を大切にするとともに、豊かな未来を築く人材を育成していく必要があります。

一人ひとりの個性を大切にした学校教育の充実、いつでもどこでも誰でも学習できる生涯学習環境の整備、多様なスポーツに取り組める環境づくりなどを進め、文化の薫り高いまちづくりに努めます。

基本方針5 利便性が高く快適で美しいまちをつくる

新市誕生によるメリットを最大限に活かすためには、新市が速やかに一体となり、あらゆる分野において相乗効果を発揮できる環境の整備が必要です。

そのため、幹線道路や生活道路を整備し、地域内を容易に移動できるようになり、市民生活に対応した公共交通機関の確保を図ります。

また、新市は、茨城県がプロジェクトとして整備を進めているひたちなか地区や、県内随一の工業集積を誇る日立市の後背地に位置しており、魅力ある定住環境の整った都市としての発展が期待されます。

そのため、市民生活の多様化に対応した住宅地や市街地、公共下水道の整備、防災・防犯対策、交通安全対策などを進め、安心して快適な生活を楽しめる環境づくりを推進します。

さらに、特徴ある景観形成や公園整備、河川周辺の公園化など水辺環境の活用を進め、うるおいと安らぎのあるまちづくりを進めます。

基本方針6 市民・企業・団体と行政が「協働」するまちをつくる

これからのまちづくりは、市民や企業、団体が参画し、行政と「協働」しながら進めていくことが重要です。そのため、まちづくりへ市民が参画できるよう、まちづくり組織の育成に取り組めます。

さらに、市民の自立的な活動による国際交流の促進や、情報化社会に対応した情報通信基盤の整備促進、一人ひとりの個性を尊重する男女共同参画社会の実現を目指します。

また、市民や企業、団体、行政の「協働」を実現するためには、効率的で機動的な行財政体制の確立は不可欠です。地方分権社会に対応するとともに、市民生活に密着したサービスを先進的かつ安定的に提供する「地方政府」として、行政機構や政策形成能力の強化、向上に努めます。

※第5章第2項の記載内容については、合併前のものです。

3 土地利用構想

新市の面積は371.99km²となり、広大な面積を有することになります。この土地を有効に活用し、新市の将来像を実現するためには、土地利用構想を定め、国土利用計画法や都市計画法、農地法、森林法など土地利用関係法との整合性を図りながら、計画的、効率的に土地利用を推進します。

特に、都市的土地利用、農業的土地利用、自然的土地利用の調和を重視し、機能的かつ美しいまちづくりを推進します。

新市の土地利用は、「山」「里」「まち」「川」の4つの利用区分により構成します。それぞれの基本方針は以下のとおりとなります。

(1)「山」の土地利用

- ①県立自然公園や里山の保全を図ります。
- ②風力発電・バイオマス関連施設などの自然環境を活かした地域エネルギー施設等の整備を図ります。
- ③森林の持つ保健休養機能を活かすため、健康づくりや環境学習に配慮した「自然と保養拠点」として里美牧場地域一帯の整備・充実を図ります。
- ④西金砂神社、東金砂神社周辺を「歴史拠点」とし、環境保全に努めます。
- ⑤里山の景観保全を図るとともに、農地や住宅地としての活用など、土地利用の高度化を図ります。
- ⑥健全な森林を育成するため、「八溝材」のブランド化確立、素材生産、製材品加工などの振興を図るとともに、林道整備や特用林産物の振興を推進します。
- ⑦急傾斜地などへの防災対策を促進します。

(2)「里」を活用した土地利用

- ①3つの工業団地への企業誘致を図り、新市の産業拠点の形成を図ります。
- ②新市役所支所（各町村役場周辺）は地区の拠点として、公共施設の整備や商業施設など生活関連施設の集約化を促進します。
- ③地域の特性に合わせた農産物の振興や銘柄化（ブランド化）を進め、農地の高度利用を図ります。
- ④里山の自然環境や景観を保全し、グリーンツーリズムなどによる都市農村交流を進め、活力あふれる農村環境を創造します。
- ⑤新市内に点在する温泉は貴重な地域資源であり、施設等の連携強化を促進し、温泉施設等の積極的な活用を図ります。
- ⑥住民の多様なライフスタイルに対応するため、住宅用地の確保を図ります。
- ⑦高齢者や障害者などの健康づくりに配慮した「健康拠点」を整備します。

(3)「まち」を活用した土地利用

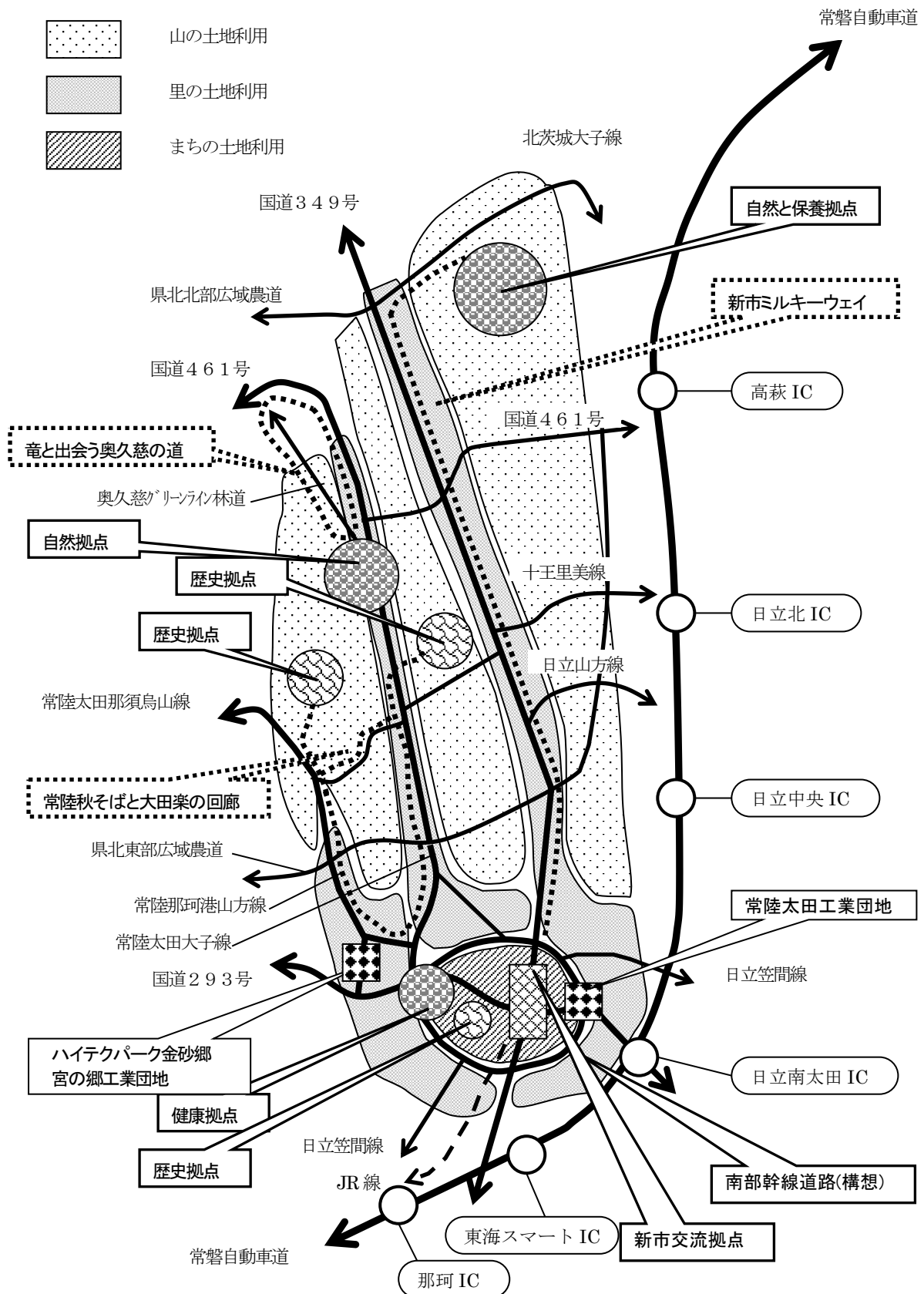
- ①生涯学習施設や保健福祉施設、社会体育施設など既存都市施設の拠点性を向上させるとともに、周辺施設と連携強化を図ります。
- ②国道349号沿線への商業機能の集積を促進し、活力ある都市づくりを推進します。
- ③鯨ヶ丘の街並みや特色ある「坂」を活用した景観形成を図り、中心市街地の活性化を図ります。
- ④JR常陸太田駅周辺を新市交流拠点として整備します。
- ⑤周辺都市からの人口流入の受け皿である新市街地の生活環境の保全、都市景観の形成などに努めます。
- ⑥西山の里桃源、西山公園、西山御殿（西山荘）などを新市の「歴史拠点」として位置づけます。
- ⑦新市の行政拠点性を高めるため、地域内に点在する国の機関の集中立地を促進します。

(4)「川」を活用した土地利用

- ①竜神大吊橋周辺を「自然拠点」とし、一体的な整備を促進します。
- ②里川、山田川、浅川沿線の個性を活かした河川周辺の公園化、釣りなど身近に自然にふれられる親水機能の確保などを図り、3河川が市民のふれあいと交流の場となるように整備します。
- ③里川、山田川、浅川の3河川は新市の主要幹線道路と重なることから、主要幹線道路沿線に観光交流拠点の整備をします。

※第5章第3項の記載内容については、合併前のものです。

■新市将来構想図



第6章 建設の根幹となるべき事業

常陸太田地区・金砂郷地区・水府地区・里美地区の速やかな一体性及び地域の発展と住民福祉の向上を図るため、「新市建設の基本方針」に基づき、

“人・自然・歴史がかがやき、健康と活力にあふれる美しいまち”の実現に向けて、新市の総合的かつ計画的な整備を推進していきます。

このため、次のような施策の展開を図ります。

(1) いつまでも健康で安心して暮らせるまちをつくる

- ① 保健・予防
- ② 医療
- ③ 地域福祉
- ④ 高齢者福祉
- ⑤ 介護保険
- ⑥ 障害者福祉
- ⑦ 児童福祉
- ⑧ 次世代対策
- ⑨ 低所得者福祉
- ⑩ 国民健康保険

(2) 地域間交流を促進し、地域資源を活かした「活力」ある産業のまちをつくる

- ① 観光
- ② 農業
- ③ 林業
- ④ 畜産業
- ⑤ 水産業
- ⑥ 工業
- ⑦ 商業
- ⑧ 新産業

(3) 自然にやさしく人と自然が共生するまちをつくる

- ① 自然環境の保全
- ② 地域エネルギー
- ③ 生活排水対策
- ④ ごみ処理
- ⑤ し尿処理
- ⑥ 墓地・霊園

(4) 歴史に学び、かがやく未来のまちをつくる

- ① 幼児教育
- ② 義務教育
- ③ 大学等
- ④ 生涯学習
- ⑤ 文化財
- ⑥ スポーツ
- ⑦ 青少年健全育成

(5) 利便性が高く快適で美しいまちをつくる

- ① 道路
- ② 公共交通
- ③ 土地利用
- ④ 市街地整備
- ⑤ 下水道の整備
- ⑥ 地区拠点の整備
- ⑦ 住宅
- ⑧ 河川
- ⑨ 消防・防災
- ⑩ 防犯
- ⑪ 交通安全
- ⑫ 公園
- ⑬ 上水道・簡易水道

(6) 市民・企業・団体と行政が「協働」するまちをつくる

- ① 市民参加
- ② 広報・広聴
- ③ コミュニティ
- ④ 地域間交流・国際交流
- ⑤ 男女共同参画等
- ⑥ 地域情報化
- ⑦ 効率的な行財政運営
- ⑧ 広域行政

1 新市建設のための3つの計画

新市の将来像である「人・自然・歴史がかがやき、健康と活力にあふれる美しいまち」を実現するために、相互に連携しながら推進する施策を整理した3つの計画を設定します。

この計画は、6つの「基本方針」ごとに整理する「具体的な施策」を横断的に取り扱うことによって、新しいまちづくりのイメージを明確にするとともに、効率的な事業運営を図るために設定するものです。

(1) ネットびあ計画

【基本的考え方】

新市は、行政面積が広大で、山が多く地形的な制約があるため、早急に一体性を図る必要があります。

そのため、道路整備や市民の移動手段の改善・充実、市民相互の交流、公共施設の有効活用などを進めます。

【基本的施策】

(1) 道路整備

- ①国道や県道など広域的に重要な幹線道路、市内各拠点を結ぶ道路などを重点的に整備促進します。
- ②広域的な役割を果たす広域農道や林道の整備を促進します。

(2) 市内移動手段の改善・充実

- ①鉄道や路線バスなど公共交通機関の利便性の確保と充実に努めます。
- ②新市周辺部から市街地、福祉施設、医療施設、生涯学習施設にアクセスする市民バスの充実に図ります。

(3) 人と施設のネットワークの形成

- ①人と人のつながりを大切にし、互いに助け合い支え合う福祉コミュニティづくりや生涯学習社会づくりを進めるため、福祉施設や生涯学習施設、スポーツ施設などの連携強化と機能分担、活用の促進を図ります。
- ②福祉団体、文化団体やスポーツ団体、ボランティア団体などとの連携を図り、市民活動の領域の拡大や内容の充実に促進します。

(4) 情報通信基盤の整備と活用

- ①すべての市民がインターネットなどの高度情報化社会の恩恵を受けることができるよう、情報通信基盤の整備などを図ります。
- ②情報通信基盤の活用を図り、市民と行政の情報の共有化を図ります。

(2) えことぴあ計画

【基本的考え方】

豊かな自然は新市の大きな財産です。また、風力発電やバイオマスリサイクルなどは自然と共生するまちづくりを目指すための先進的な取り組みです。

これらの取り組みを強化・充実するとともに、生活排水対策の充実や自然環境の保全を進め、地球にやさしい自然と共生するまちづくりを進めます。

【基本的施策】

(1) 新エネルギーの活用

- ①風力発電施設やバイオマス関連施設の充実・活用を図ります。
- ②太陽光発電システムなど、多様な自然エネルギーの活用や普及に努めます。

(2) 生活排水対策の推進

- ①特定環境保全公共下水道、農業集落排水施設、合併処理浄化槽の普及など、公共下水道と連携して地域の特性に応じた生活排水対策を推進し、環境に負荷の少ないまちをつくります。

(3) 自然環境の保全

- ①森林や里山、河川などの自然環境の保全に努め、自然にやさしく、自然と共生する美しい環境のまちづくりを進めます。
- ②農業生産と自然環境との調和を図るため、バイオマスに代表される地域循環型農業の確立を目指します。

(4) 自然活用型公園の整備

- ①新市の個性である河川を活用し、親水公園などの整備を図ります。
- ②県立自然公園の保全と活用を図り、市民や来訪者が自然に親しむ環境整備に努めます。

(3) ふれんどりいびあ計画

【基本的考え方】

新市は歴史や文化、温泉、自然、特産品など観光資源に恵まれたまちになります。市民を始めとして、新市を訪れる人々が魅力と活力に触れ、愛着を持つことができるまちづくりを目指します。

また、少子高齢社会への対応は新市において重要な課題であり、子育てに夢を持てるまちづくり、生涯健康で安心して生活できるまちづくりを目指します。

そのため、市民が新市をより深く理解し、地域に愛着と誇りを持つことができるよう、市民・企業・団体と行政が「協働」し、共に支えあうまちづくりを進めます。

【基本的施策】

(1) 観光施設の整備・充実

- ① 竜神大吊橋周辺や里美牧場地域、西山の里（桃源）、西金砂山周辺などの観光施設の充実を図ります。
- ② 自然環境や温泉施設、常陸秋そばの味覚など、新市の特徴を活かしたツーリズム事業を推進し、都市住民との積極的な交流促進を図るとともに、特産品や農産物の「観光農業」の促進に努めます。

(2) 中心市街地などの活性化

- ① 国道349号周辺や常陸太田駅周辺の活性化を図り、にぎわいとうるおいのあるまちをつくります。
- ② 各地区拠点（新市役所支所周辺）における商業施設の立地などを促進し、利便性の高いまちを目指します。

(3) 少子高齢社会への対応

- ① 子育てに夢を持てる地域社会の形成を目指し、地域全体で子育てを支援する環境整備を図ります。
- ② 健康づくり活動や介護予防事業の推進を図り、生涯健康でいきいきとした暮らしができるまちづくりを目指します。

(4) 市民活動の促進

- ① 市民が地域を理解し、新市に誇りと愛着を持てるよう、エコミュージアム活動などを推進します。
- ② まちづくりへの市民の主体的参画を促進し、市民・企業・団体と行政の「協働」によるまちづくりを推進します。

※第6章第1項の記載内容については、合併前のものです。

2 分野別施策

(1) いつまでも健康で安心して暮らせるまちをつくる

【基本方向】

新市建設にあたっての住民意向調査においては、福祉や保健、医療の充実を望む意見が多いことがわかりました。

新市においては、少子高齢社会への対応が重要な課題であり、新市が誕生し行政能力が向上することによって、高齢者や障害者、児童に対する支援策の充実が望まれています。

新市内には、総合福祉会館をはじめとして、多様な保健・福祉施設が整備されており、これらの施設の有効活用を図り、すべての市民が安心して生活できる、健康で福祉の充実したまちを目指します。

また、健康づくりや児童の健全育成などには、市民の主体的な行動が必要なことから、市民のとりくみに対して積極的な支援を展開します。

【施策の方針】

①保健・予防

生涯を通じての健康は全ての市民の願いであります。市民への各種検診の拡充、疾病予防に努め、母子保健、思春期保健、成人・高齢者保健などの充実を図ります。

さらに、食生活、休養、運動などに関する生活習慣の改善など、市民の健康に対する意識の高揚と健康づくり活動への支援に努めます。

また、多様化する市民ニーズに対応し、精神保健などに対する相談体制の充実に努めます。

②医療

市民が迅速に的確な医療を受けることができるように、地域の医療体制の強化を図ります。そのため、医療機関との連携を強化するとともに、周辺自治体とともに高度医療提供体制の充実を図ります。また、医療機関への通院環境の改善、救急医療体制の充実を図ります。

さらに、保健事業や健康づくり事業と連携し、医療費の適正化に努めます。

③地域福祉

福祉に対する市民ニーズが多様化、高度化するなか、市民が主体となり地域全体で福祉活動を展開する必要性が高まっています。そのため、地域

福祉活動の中心的担い手である社会福祉協議会の活動の支援強化に努めます。

また、福祉に対する市民意識の高揚を図るとともに、ボランティアやNPOなど市民の主体的な活動を支援します。そのため、新市内の福祉関連施設の連携を強化し、市民ニーズに的確に対応できる体制づくりを進め、新たな地域福祉活動が展開できる環境整備を図り、すべての市民にやさしいまちづくりを推進します。

④高齢者福祉

高齢社会を迎え、高齢者が健康で生きがいを持ち、積極的に社会参加をする地域づくりが求められています。

高齢者がフレイルや寝たきりにならないような介護予防事業の充実を図るとともに、老人クラブ、シルバー人材センターなどの生きがいづくり活動を支援します。

さらに、地域包括支援センターなどの機能強化を図り、高齢者に必要なサービスが総合的に提供できる体制づくりを強化します。

また、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続できるように、医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築を推進します。

※フレイル・・・高齢者が加齢等により筋力、認知機能等心身の活力が低下した状態を指します。

⑤介護保険

介護保険制度は、介護が必要となったときに、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、高齢者などの介護を社会全体で支える制度です。

制度の趣旨に沿って、高齢者が介護を要する状態となったときに、本人あるいは家族の方の希望に合った、適切な介護保険サービスが十分に提供できる体制の整備を図るとともに、健全な介護保険財政運営と給付内容の充実を図ります。

⑥障害者福祉

障害者が地域社会の中において、生活のあらゆる分野で障害のない人と同様に生活できる社会づくりが求められており、地域社会全般における障害者の参加促進や生活支援の充実を図る必要があります。

そのため、障害者総合支援法に基づくサービス利用の促進を図るとともに、雇用や外出など社会参加の促進を図るための支援策の充実に努めます。

また、障害者の入所施設や通所施設の整備を促進し、多様なサービスが提供できる体制の充実を図ります。

さらに、障害者に配慮した道路、公共施設、住宅等の整備に努め、「障害者にやさしいまちづくり」を推進します。

⑦児童福祉

少子化社会においては、地域社会全体で子育てを支援し、子育てに夢を持てる地域づくりが必要です。

子育てへの不安などの解消を図るため、保育所における多様な保育サービスの充実に努めるとともに、児童数が減少する地域においては、児童の社会性の涵養等の観点から保育所・幼稚園の一元的な運営（認定こども園の開設）を進めるなど、創意工夫を凝らしながら、保育所の整備・充実並びに適正化を図り、保育所の持つ機能を広く地域に開放・活用し、すべての児童の健全な育成に努めます。

さらに、地域の福祉事業者と連携し、多様で個別的な子育てニーズに対応できる地域社会を目指します。

また、放課後児童クラブの充実や子どもの遊び場の確保などの子育てに関する支援の充実に努めます。

さらに、思春期保健対策や次代の親となる青少年と乳幼児がふれあう場の確保、相談体制の充実など、次世代を担う青少年の育成支援に努めます。

一方、ひとり親世帯に対しては、生活安定や自立の促進などの支援充実に努めます。

⑧次世代対策

近年の急速な少子化の進行、とりわけ、出生率低下の主な要因として、晩婚化による未婚率の上昇などがあげられています。

結婚・出産に関する意識の啓発や、様々な出会いの場の提供などに努めるとともに、結婚し、家庭を持つことに夢や希望の持てる環境づくりを推進します。

⑨低所得者福祉

低所得者福祉は社会保障の根幹となっています。制度の適正な運用に努めるとともに、相談機能の強化などにより対象者の自立を支援します。

⑩国民健康保険

国民健康保険は農業者や自営業者、高齢者等にとって、重要な医療保障制度です。

保健事業や特定健診・保健指導の充実に努め、生活習慣病予防対策や市民の健康づくりへの意識向上など国民健康保険事業の安定的運営に努めます。

【具体的施策】

施策名	主要事業の概要
保健	○各種検診・健康診査の充実 ○健康づくりの推進
医療	○地域医療体制の充実・整備 ○在宅医療・介護連携の推進
地域福祉	○地域福祉活動の推進 ○地域福祉計画の策定
高齢者福祉	○地域包括ケアシステム構築の推進 ○高齢者福祉サービスの提供体制の強化 ○介護予防事業の充実 ○フレイル予防事業の推進 ○生きがいつくり活動への支援
介護保険	○サービス提供基盤の整備
児童福祉	○保育所の整備・統合 ○幼保一体化の推進 ○放課後児童クラブの充実

(2) 地域間交流を促進し、地域資源を活かした「活力」ある産業のまちをつくる

【基本方向】

新市の誕生によって、産業や観光資源、文化資源、自然、人材など多様な地域資源が一体となって活用できるようになり、これらの資源を有効に活用し、独自の魅力と個性、活力と存在感を持つ「まち」として発展することを目指します。

そのため、農業や工業、商業、観光などの一体的な振興を図り、雇用の確保、活力の創出を目指します。

特に、観光振興は新市誕生のメリットとして位置付けられます。農業や林業、特産品、まちづくりなどと連携しながら、新市全体の産業振興に努めます。

これらの、地域イメージの向上により、企業立地の促進や市民の起業活動の促進を図ります。

【施策の方針】

①観光

新市には、西山御殿（西山荘）・西山の里桃源、竜神大吊橋、プラトーさとみ、西金砂湯けむりの郷など、歴史や自然を活かした多くの観光施設があります。

また、常陸秋そば、乳製品（ジェラート、チーズなど）など、地域独自の味覚の彩りがあります。これらの資源を相互に活用し、相乗効果を発揮させ、新たな魅力にあふれる観光都市としての発展を図ります。

そのため、観光施設の整備や観光イベント、観光PRの充実を図るとともに、地域の自然環境や生活文化を活かしたツーリズム事業などを推進します。

②農業

新市の農業は、「常陸秋そば」、「ぶどう」、「なし」、「米」などに代表され、地域の特産品としてそれぞれ一定の評価を得ています。今後、特産品の付加価値を高め、地域農業の高度化を推進するため、加工・流通体制の強化を図り、観光などとの連携を進め、より一層の振興を図ります。

また、農地の荒廃を防止し、農地の流動性の向上を図るため、地域計画を策定するとともに農村環境の保全に配慮した土地改良など生産基盤の整備や農地中間管理機構の活用を推進します。さらに、農業の担い手を確保するため、認定農業者の育成、農業法人の設立支援、認定新規就農者への支援

などを行います。

③林業

森林は新市の多くの面積を占めていますが、林業生産の低迷により管理の行き届かない森林が多くなっており、林業振興を図りながら健全な森林の育成が求められています。

林業従事者の確保を図り、造林や間伐、枝打ちなど適正な森林施業を進め、林道や作業道の整備、製材・加工技術の向上、地元産材の活用促進に努めます。

また、森林の持つ保健・休養機能を活用し観光振興との連携を進めるとともに、しいたけなどの特産林産物の振興を図ります。

④畜産業

新市の北部を中心に乳用牛や肉用牛の飼育が行われているなど、新市において畜産業は大きな比重を占めており、地元産牛乳を加工したジェラートやヨーグルト、チーズなどの乳製品や銘柄牛肉である「常陸牛」などの生産振興に努めます。

また、家畜排せつ物の適正管理と利用促進による環境にやさしい資源循環型農業の推進を図ります。

⑤水産業

新市は民間養魚場があるなど、淡水魚養殖が行われています。

イワナやヤマメなど特色ある淡水魚養殖を推奨し、地域の新しい味覚と特産品の開発に努めます。

⑥工業

新市には、常陸太田工業団地、宮の郷工業団地、ハイテクパーク金砂郷工業団地が造成されています。

工業団地の魅力の向上とPRの充実に努め、優良企業の誘致を積極的に進めます。

また、工業用水道施設については、施設の徹底した維持管理に努め、立地企業への安定的・計画的供給を行います。

さらに、既存企業の経営改善や近代化、経営革新を支援し、地域の活力の向上を図ります。

⑦商業

市民の日常生活の利便性を向上させるためには、商業環境の整備が必要です。

新市の商業拠点常陸太田市の市街地となります。市民の買い物環境の向上を図るため、国道沿線への商業立地を促進します。

また、商工会などの関係機関との連携を図り、商店街や事業所などへの支援を推進します。

⑧新産業

既存の製造業や商業が低迷するなか、高齢者や女性、若年世代の雇用を確保するためには、地域に多様な就労機会が創出されることが必要です。

そのため、既存産業・企業の交流機会を拡大し、新たな産業創出の芽を育成することに努めます。

特に、福祉や健康、環境や教育など市民生活に密着した分野における産業形成を目指し、多様な市民起業活動の支援に努めます。

【具体的施策】

施策名	主要事業の概要
観光	○観光施設整備 ○観光イベント事業
農業	○生産基盤整備 ○担い手の確保・育成 ○特産品の普及 ○農畜産物加工販売施設の管理運営 ○複合型交流拠点施設（道の駅）の管理運営
林業	○林道の整備 ○林業・木材産業の振興
工業	○工業団地への優良企業の誘致推進 ○工業用水道の安定的・計画的供給
商業	○商店街の活性化支援 ○常陸太田市東部土地区画整理事業

【県事業】

施策名	主要事業の概要
林業	○奥久慈グリーンライン林道整備事業

(3) 自然にやさしく人と自然が共生するまちをつくる

【基本方向】

新市は森林や河川、田園など豊かな自然環境に恵まれており、住民の自然環境に対する満足度も高くなっています。

従来から広域的に取り組んできたごみ処理やし尿処理などへの住民の満足度も高くなっています。さらに、風力発電や、バイオマス関連施設など新たな地域エネルギーの活用に積極的に取り組んでいます。

このような今までのまちづくりの実績と、豊かな自然環境を活かし、下水道や合併処理浄化槽の普及などの生活排水対策の充実に努め、より自然にやさしく、自然と共生する美しい環境のまちづくりを進めます。

【施策の方針】

①自然環境の保全

新市には、奥久慈、太田、高鈴、花園・花貫の県立自然公園があります。これらの自然公園の保全と活用を図り、市民や観光客が自然に親しむ環境整備に努めます。

また、森林は水源涵養保安林などに指定されており、適正な保全を促進するとともに、治山事業の推進により豊かで健全な森林の育成を図ります。

新市内には里川、山田川、浅川などの河川がありますが、これらの河川の改修にあたっては、親水性や生態系、景観に配慮した施工を行い、安全で親しみのある河川環境の整備に努めます。

さらに、里山は新市の独特の景観であり、人間生活と自然との接点となっています。市民が身近に気軽に自然にふれる場所として里山の保全に努めます。

一方、新市には大きな公害を発生させるような事業所はありませんが、各事業所等との連携を図り、騒音や悪臭、水質汚濁などの公害の未然防止に努めます。

②地域エネルギー

地球規模の環境保全を進めるにあたっては、石油エネルギー以外の新たなエネルギーを確保することが重要です。新市には、風力発電などの新たなエネルギーを活用している施設があります。

今後も、自然を活用した再生可能エネルギーの普及・促進に努め、公用車への低公害車の導入を図るなど、省エネルギーのまちづくりを進めます。

これらの取り組みを新市のシンボルとして活用し、「地球にやさしいまち」としてまちづくりにも積極的に活用します。

③生活排水対策

生活様式の高度化、多様化により、生活排水は地域の環境に大きな影響を与えるようになりました。

清潔で快適な生活と地域の水質保全を図るため、公共下水道や特定環境保全公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽など、地域の実情に則した生活排水対策を推進します。

④ごみ処理

ごみ処理は新市と同じ枠組である常陸太田地方広域事務所によるごみ収集・処理を行ってきました。この事業を引き継いだ常陸太田市清掃センターにおいて適正な処理を推進します。

また、市民のごみ減量化、再資源化意識の高揚を図るため、ごみの分別収集、資源ごみの回収などの充実に努めます。

⑤し尿処理

し尿処理は、常陸太田市と金砂郷町は環境衛生組合による共同処理、里美村は単独処理、水府村は高萩市・十王町事務組合への委託処理を行ってきました。

今後は、新市一体となった体制の中で、し尿の適正な処理に努めます。

⑥墓地・霊園

市民の墓地需要の動向を踏まえながら、既存霊園の計画的な拡充や新たな霊園墓地の整備などを検討します。

【具体的施策】

施策名	主要事業の概要
地域エネルギー	○再生可能エネルギーの普及・促進 ○未利用有機性資源の利用
生活排水対策	○公共下水道事業 ○特定環境保全公共下水道事業 ○農業集落排水事業 ○合併処理浄化槽整備事業
し尿処理	○し尿処理施設の整備

【県事業】

施策名	主要事業の概要
自然環境の保全	○治山事業

(4) 歴史に学び、かがやく未来のまちをつくる

【基本方向】

新市には古くからの遺跡や史跡が多く残り、平安時代からは佐竹氏の拠点として繁栄し、江戸時代は水戸藩の要衝として重要な位置を占めてきました。

また、藩立の「郷校」、明治時代には「旧制中学校」が設置されるなど、教育に対しても熱心な風土があり、多くの人材を輩出してきました。

今後も、この伝統を活かしながら、地域に根ざし、一人一人の個性を尊重し、時代の要請に応える学校教育の充実に努め、豊かな未来を築く人材の育成を図ります。

さらに、市民の生涯学習ニーズに対応し、生涯学習センター、図書館、公民館、市民交流センター、交流センターふじ、総合センター、文化センターなどの社会教育施設や文化施設等の連携と有効活用、施設の整備などを推進します。

一方、すべての市民が気軽にスポーツに親しめる環境づくりを目指し、スポーツ施設の連携と有効活用、施設の整備などを推進します。

また、次代を担う青少年が健全に育つよう、活動の支援充実や環境づくりに努めます。

【施策の方針】

①幼児教育

幼児教育は豊かな人間性と社会性を育むうえで、重要な役割があります。

地域の実情に応じた、幼稚園の施設整備や統合並びに幼稚園・保育所の一体化等を進めるとともに、幼稚園への多様なニーズに対応し、障害児の受け入れ拡大、預かり保育の実施などを進めます。

さらに、新入学児が円滑に学校生活に適應できるよう、地域の実情に応じ保育所、小学校との連携を強化します。

また、家庭の教育力の向上を図るため、家庭教育の充実に努めます。

②義務教育

学校教育は時代の変化にともない、大きな変革期にあります。そのため、学校に求められる新しい機能や教育内容に対応できるよう、計画的に施設整備や教育備品の整備に努めます。

さらに、国際理解教育、環境教育、福祉・保健教育など多様な学習内容の充実に努めるとともに、特色ある学校づくりを進め、教員の資質向上などにより一人一人の個性を尊重した人材の育成に努めます。

また、不登校やいじめなどさまざまな課題に的確に対応するため、学校と家庭及び地域の連携を強化するとともに、学校における相談体制の充実を図ります。

さらに、学校給食センターの適切な管理運営を図り、給食の充実に努めます。

③大学等

地域生徒の進学先の確保や地域イメージの向上を図るうえで、大学等高等教育機関の誘致は重要です。そのため、引き続き大学等高等教育機関との連携・交流を図り、その誘致を進めます。

④生涯学習

市民の生涯学習活動は、個人の生きがいくつから、グループ活動、さらにはまちづくり全体にまで及ぶ活動であり、今後ますます重要性が高まります。

生涯学習センター、図書館、公民館、市民交流センター、交流センターふじ、総合センター、文化センター、西山研修所などの施設の連携と有効活用を図るとともに、地域における生涯学習施設の整備を進めます。

また、各種情報の収集・提供、学習機会や学習成果を生かす場の提供、芸術・文化イベントの充実、文化団体の活動促進など、市民の生涯学習活動の支援に努めます。

⑤文化財

新市には、原始古代からの遺跡、佐竹氏・水戸徳川家にゆかりの史跡や名所、建造物などが数多く残っています。また、西金砂神社、東金砂神社をはじめ地域固有の歴史や文化、伝統が伝えられています。

これらの歴史や文化を継承し、保護、活用を図るとともに、施設や史跡の整備を進めます。

⑥スポーツ

健康に関する市民の意識の高まりとともに、スポーツに対する市民ニーズが多様化してきました。

新市の各地域にはスポーツ活動の拠点となる施設があります。今後は、山吹運動公園新総合体育館を整備し、スポーツ施設の核として施設間の連携と有効活用を図るとともに、市民ニーズに対応する計画的な施設整備を推進します。

さらに、スポーツ団体や利用団体等との連携強化を図るとともに、指導者の育成やニュースポーツの普及、スポーツイベントの充実に努めます。

⑦青少年健全育成

次代を担う青少年の健全育成は、地域社会の重要な課題となっています。

青少年の豊かな人間性を育むため、青少年が自主的・主体的に参加したり取り組むことのできる活動体験の場の提供などの支援をするとともに、青少年健全育成団体の活動を支援します。

【具体的施策】

施策名	主要事業の概要
幼児教育	○幼稚園施設の整備・統合 ○幼保一体化の推進
義務教育	○小・中学校施設の整備・統合 ○学校給食センターの整備
生涯学習	○生涯学習施設の整備 ○生涯学習活動の支援
文化財	○博物館等の整備 ○遺跡・史跡の整備
スポーツ	○山吹運動公園新総合体育館の整備 ○スポーツ施設の整備・統合 ○イベント等の充実

(5) 利便性が高く快適で美しいまちをつくる

【基本方向】

新市においては、公共交通体系が脆弱なことから、交通ネットワークに占める道路の役割は大変高く、道路網の整備・充実は新市の発展に欠かせないものであり、本計画を策定するにあたって実施した住民意向調査の中でも、下水道の整備とともに、幹線道路や生活道路の整備、公共交通機関の充実は住民要望が高い分野です。

新市の一体性の確保と広域的な道路ネットワークの拡充を図るため、国道や県道などの幹線道路や市民生活の基盤となる生活道路の整備を推進します。

新市内の移動手段として鉄道やバスなど公共交通体系の充実を促進します。

新市の豊かな自然環境を保全しながら秩序ある土地利用を図り、中心市街地や地区拠点の整備、都市の生活基盤である下水道の整備などを推進し、都市機能の充実に努め、新市の豊かな定住環境を創造します。

市民生活にうまいと安らぎを与え、安心して生活できる環境づくりを進めるために河川改修や公園整備、消防防災体制の強化、防犯施策、交通安全施策の充実を図ります。

【施策の方針】

①道路

新市の一体性の確保とともに、広域的な道路ネットワークの拡充を図るため、国道や県道などの幹線道路の整備を促進します。

また、これら国県道を補完する幹線市道や、市民生活の基盤となる生活道路の整備を計画的に推進します。

②公共交通

J R水郡線など公共交通機関の利用促進を図り、地域の貴重な交通機関として充実を促します。

また、小中学校などの通学に係る路線バスの維持に努めるとともに、乗合タクシーなどの充実を図り、新市域内のスムーズな移動を促進します。

③土地利用

新市においては、豊かな自然環境を保全、継承しつつ、「山」「里」「まち」「川」それぞれの特色を生かし、居住環境と自然環境の調和する秩序ある土地利用を図ります。無秩序な開発の恐れがある地域については、関係法令に基づき、適正な規制、誘導も検討します。

また、都市計画区域については、その基本方針である常陸太田市都市計画マスタープランに基づき、市街地の適正な誘導など、計画的な土地利用を促進します。

④市街地整備

J R 常陸太田駅周辺は、新市の玄関口として位置付け、都市景観・都市機能を調査研究しながら、新市の交流拠点として整備します。

鯨ヶ丘地区は、歴史と文化、景観に配慮した地区として、うるおいのあるまちづくりを進めます。

生涯学習センター、図書館、市民交流センター周辺は新市のコミュニティ拠点として整備、機能強化を図ります。

国道349号並びに国道349号常陸太田バイパス沿線のうち計画的な都市的土地利用を図る必要のある地域については、商業・業務機能の集積を促進し、利便性と賑わいのあるまちづくりを進めます。

市街地の整備にあたっては、土地区画整理事業などの面整備のほか山吹運動公園新総合体育館の整備と併せて、遊歩道等の整備を一体的に行い、良好な居住環境を備えた市街地の形成を促進します。

⑤下水道の整備

都市の生活基盤である下水道は、都市における水循環サイクルの重要な役割を果たしており、快適な生活環境や河川などの水質を保全するため整備を進めます。

また、宅地化の進展に伴う地域の保水機能の低下や、異常気象時における浸水に対応するため雨水排水の整備を進めます。

⑥地区拠点の整備

支所周辺は地区の拠点として、公共施設の整備を図るとともに、商業施設など生活関連施設の集約化を促進し、地域住民の利便性の確保・向上を図ります。

さらに、地区の個性を活かすシンボリックな施設整備を検討します。

⑦住宅

公営住宅について計画的な整備を進め、人口定着に向けて有効活用を図ります。

さらに、新市の均衡ある発展と人口定着を図るため、周辺の自然環境に配慮し無秩序な開発を防止しながら、計画的に住宅用地を確保します。

⑧河川

市内各河川の河川改修を促進し、防災機能の強化を促進するとともに、親水性や生態系に配慮した整備を進め、安全で親しみやすい河川環境を創造します。

さらに、親水拠点となる河川公園やサイクリングロード等の整備を図ります。

⑨消防・防災

消防本部による消防施設や装備等の充実に努め、新市の消防体制の強化を図ります。

また、救急救命士の育成や高規格救急車の配置など、救急業務の高度化を図るとともに、応急手当の普及啓発に努めます。

さらに、消防団組織、装備、車両等の充実、防災行政無線の整備など、地域防災計画に基づく防災体制の整備を図るとともに、市民の防災意識の高揚に努めます。

⑩防犯

安心して生活できる地域づくりを目指し、防犯灯・街路灯などの防犯施設の整備を図るとともに、関係機関との連携による地域の防犯組織の育成、市民の防犯意識の高揚に努めます。

⑪交通安全

児童から高齢者に至る交通安全教育・啓発の充実に努めます。

また、道路整備に伴う歩車道分離を進めるとともに、既存の道路についても、歩道の整備やガードレール・カーブミラーの設置など、交通安全施設の整備を進めます。これらの整備にあたってはバリアフリー化を推進し、子供や高齢者・障害者にも配慮した環境整備を図ります。

⑫公園

新市には、都市公園、運動公園、自然を活かした公園、農村公園など多様な公園があります。

これらの既存公園施設の有効活用にあつめるとともに、各地区に身近で愛着のある公園の整備を図ります。

また、県立自然公園等は、遊歩道やハイキングコースなどを整備し、市民や来訪者が気軽に自然にふれることのできる公園として活用します。

⑬上水道・簡易水道

安心・安全な水道水を安定供給するため、水質管理の徹底や水道施設の計画的な整備（更新・耐震化等）を進めます。

また、人口減少を踏まえ、水道事業と簡易水道事業の事業運営の効率化や基盤の強化を図ります。

【具体的施策】

施策名	主要事業の概要
道路	○幹線となる市道の整備 ○生活道路の整備 ○南部幹線の整備 ○市道０１３９号線の整備（トンネル整備含む）
公共交通	○バス路線維持事業 ○乗合タクシー等の充実
市街地整備	○常陸太田駅周辺整備 ○鯨ヶ丘市街地整備 ○都市計画街路の整備 ○国道３４９号沿線の整備 ○国道３４９号常陸太田バイパス沿線の整備 ○山吹運動公園周辺整備
下水道	○公共下水道の整備 ○雨水排水の整備
地区拠点の整備	○支所周辺整備
住宅	○市営住宅長寿命化事業 ○宅地分譲事業
河川	○河川公園の整備
消防・防災	○消防施設整備事業 ○防災基盤整備事業 ○防災行政無線整備
交通安全	○交通安全施設整備
公園	○都市公園の整備 ○親水公園の整備
上水道・簡易水道	○水道施設の計画的な整備（更新・耐震化等） ○徹底した水質管理

【県事業】

施策名	主要事業の概要
道路	○国道 3 4 9 号常陸太田バイパス整備促進 ○国道 2 9 3 号常陸太田東バイパス整備促進 ○国道 4 6 1 号水府里美拡幅整備促進 ○一般県道下土木内常陸太田線整備促進 ○主要地方道日立笠間線整備促進 ○主要地方道常陸那珂港山方線整備促進 ○主要地方道北茨城大子線整備促進 ○主要地方道常陸太田那須烏山線整備促進 ○主要地方道日立山方線整備促進 ○主要地方道十王里美線整備促進 ○過疎代行道路整備促進
河川	○源氏川環境整備事業 ○浅川河川改修事業

(6) 市民・企業・団体と行政が「協働」するまちをつくる

【基本方向】

市町村の財政環境は厳しい状況にあり、短期間にこれが改善する見込みは少ない状態となっています。一方では、少子高齢社会の進行などにより、行政需要は拡大することが予測されています。また、住民意向調査の「市町村合併に期待すること」の問いでは、「行政の効率化」が最も高い割合となっています。

このような状況において、新市が地域に責任を持ち、市民生活の安定と安心した生活を支援するためには、徹底した行政改革の推進とともに、現在まで推進してきた市民・企業・団体等との「協働」体制を一層強化し、さらに、NPOなど新たな組織との「協働」関係の構築を目指す必要があります。

そのため、まちづくりへの市民参加の推進はもとより、行政情報の提供、コミュニティ活動の支援を図るとともに、男女共同参画などによる「市民の自立」を促進します。

【施策の方針】

①市民参加

まちづくりへの市民参加は、「協働」するまちづくりの基本となります。新市にふさわしい市民参加のあり方を検討し、市民と行政の信頼関係の醸成に努めます。

また、市民のまちづくり参加意識の啓発を図るとともに、各種の行政計画などの策定にあたっては、多様な形の市民参加を行います。

②広報・広聴

まちづくりへの市民参加を促進するためには、情報提供が重要であり、情報公開制度を適切に運用するとともに新市のPR並びに行政情報の提供を円滑に実施するため、ホームページなど多様なツールを活用した情報発信に努め、広報紙等の紙面充実を図ります。

さらに、インターネットなどを活用した、広聴体制の充実に努めるとともに、定期的な懇談会の開催や市民相談窓口の設置により市民の声を聞く機会拡充を図ります。

一方、消費生活の多様化に伴い、消費者相談や広報活動の充実、情報提供などに努めます。

③コミュニティ

市民主体のまちづくりを推進するため、自治会のコミュニティリーダーの育成やまちづくりに対する市民意識の啓発並びに新たな地域コミュニティの組織化を進めるとともに、各地域コミュニティが取り組む活動の支援に努めます。

さらに、市民が最も身近にまちづくり活動を行う場として、地域集会所などの施設整備を図ります。

④地域間交流・国際交流

新市は、姉妹都市である秋田市・牛久市・臼杵市、友好都市である中国浙江（セッコウ）省余姚（ヨヨウ）市、有縁友好都市である仙北市など多様な都市間交流、国際交流活動を行っています。

今後も交流を活発化し、市民レベルで互いに交流できる体制づくりを図ります。

⑤男女共同参画等

男女が互いに一人の人間として、能力を発揮する機会が確保され、個性と人権を尊重しあい、対等な立場で家庭生活と社会活動を行い、責任を分かちあう社会の実現を目指します。そのために、男女共同参画意識の啓発、政策方針決定の場への女性の登用、DVや各種ハラスメントの防止の取り組み、ワーク・ライフ・バランスの実現のための環境づくりなどを推進します。

⑥地域情報化

情報化社会においては、全ての市民が高度情報化社会の恩恵を等しく受けることができることが大切です。そのため情報通信基盤の地域格差の是正や、市民の情報処理能力の向上を図ります。

また、行政内部の情報化を推進し、市民サービスの向上や行政事務の効率化を図ります。

⑦効率的な行財政運営

徹底的な行政改革により、組織機構の柔軟な見直し、事務事業の評価などを推進し、行政サービスの向上や執行体制の強化を図ります。

地方交付税等の削減が予測されるなか、自主財源の確保と計画的で効率的な財政運営に努めます。

⑧広域行政

水戸地方拠点都市地域整備促進協議やF I T構想推進協議会など、広域的な連携を図り、効率的な行政運営を推進します。

【具体的施策】

施策名	主要事業の概要
広報・広聴	○行政情報アプリの活用 ○市民との懇談会の開催
コミュニティ	○地域集会所の整備 ○新たな地域コミュニティの組織化推進
地域間交流・国際交流	○国際交流の推進 ○地域間交流の推進
地域情報化	○行政情報アプリの活用 ○デジタル地域通貨の活用 ○電子申請の活用 ○デジタルデバйд対策

第 7 章 公共的施設の統合整備

1 基本的考え方

公共的施設の統合整備にあたっては、住民生活に急激な変化を及ぼさないように十分配慮するとともに、地域特性や地域間のバランス、財政状況等を考慮しながら行うことを基本とします。

また、平成 14 年度に本計画を策定するにあたって実施した住民アンケート調査によると、「市町村合併」による効果として、「効率的な行政の推進」「道路や公共施設の効果的整備」などへの期待が高くなっています。

このことを踏まえ、新規の公共的施設の整備や老朽施設の更新にあたっては、市町村合併の効果が最大限発揮できるように配慮することとします。

さらに、既存の公共的施設については、施設の有効活用を図るとともに、行政改革を推進し簡素で効率的な運営に努め、施設利用や事業内容について住民の満足度向上を目指します。

2 施設整備・活用の基本方向

（１）新規施設の整備 ―必要性と役割、計画的な管理体制を明確にした整備―

新規施設の整備にあたっては、住民ニーズを的確に把握するとともに、既存施設との機能分担を明確にし、その役割と必要性について十分検討したうえで整備を図るものとします。

さらに、新規施設の維持管理体制や管理費、施設運用・活用方法などについても具体的な検討を行うものとします。

（２）老朽施設等の再整備 ―時代の変化に対応する効率的な再整備―

老朽化した施設や時代の変化とともに役割が変わりつつある施設については、合併を契機として複数の施設の統合や機能の複合化などを検討し、住民のニーズに応じて、効率的にサービスが提供できる施設として再整備に努めます。

また、公共的な利活用が難しい施設については、市の厳しい財政状況等に配慮し、当該施設の有償による民間事業者への貸与・売却等並びに取壊し（解体撤去）による更地としての利活用を行うものとします。

（３）既存施設の有効活用 ―機能分担と連携強化による住民満足度の向上―

新市の公共的施設の利活用と効率的な管理運営を図るために、保健福祉施設や生涯学習施設、社会体育施設などの連携強化と機能分担を進めます。

また、施設の管理体制の合理化を図り、住民にとって利用しやすい、簡素で効率的な管理運営体制の構築を目指します。

支所は、地域住民の身近な行政サービス窓口としての機能が期待されています。

支所の電算システムなど支所機能の整備・充実を図り、従来のサービス水準の低下を防ぎ、身近な行政サービス提供体制の強化を目指します。

第 8 章 財政計画

前提条件

新市における財政計画は、合併期日の属する年度及びそれに続く 25 年度（平成 16 年度～令和 11 年度）について、歳入・歳出の各項目ごとに過去の実績などを基本として、普通会計ベースで策定したものです。

なお、平成 16 年度から令和 5 年度までの数値は、決算額となっています。

【歳入】

（１）地方税

地方税については、現行の税制度を基本として、過去の実績と今後の人口推移を考慮し算定しています。

（２）地方消費税交付金

地方消費税交付金については、現行の消費税率を基本として、今後の人口推移を考慮し算定しています。

（３）地方交付税

普通交付税については、地方債の元利償還金に対する交付税措置を見込んで算定しています。

また、特別交付税については、過去の実績を基本として算定しています。

（４）国庫支出金・県支出金

国庫支出金・県支出金については、一般行政経費分を過去の実績などにより算定しています。

（５）繰入金

繰入金については、財源を調整するための財政調整基金などを見込んでいます。

（６）地方債

地方債については、既存の地方債制度による地方債の充当を過去の実績などにより算定しています。

【歳出】

(1) 人件費

人件費については、一般職の職員数は現状維持としているが、人件費高騰を見込んで算定しています。

(2) 物件費

物件費については、過去の実績を基本に、物価高騰を見込んで算定しています。

(3) 扶助費

扶助費については、過去の実績を基本に、高齢者人口の伸び率などを考慮し算定しています。

(4) 積立金

積立金については、市民の一体感の醸成及び地域の振興のため、基金への積立を見込んでいます。

(5) 普通建設事業費

普通建設事業費については、新たな新市建設計画事業分を見込んでいます。

(6) 公債費

公債費については、令和5年度までの地方債に係る償還予定額を基本として、令和6年度以降の新たな借入予定額を見込んで算定しています。

歳 入

(単位：百万円)

区 分	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
地方税	4,966	4,989	5,075	5,741	5,767	5,610	5,431	5,464	5,390	5,456	5,429
地方譲与税	597	745	897	459	443	417	411	369	346	331	315
利子割交付金	56	34	22	28	28	22	20	15	14	13	10
配当割交付金	9	17	26	29	10	7	9	11	11	21	42
株式等譲渡所得割交付金	9	24	18	16	4	4	3	4	3	36	25
法人事業税交付金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地方消費税交付金	490	455	481	460	431	452	451	437	427	423	532
ゴルフ場利用税交付金	116	107	115	104	111	115	107	89	96	95	86
自動車取得税交付金	208	224	201	201	186	105	90	69	90	79	36
環境性能割交付金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地方特例交付金	189	191	136	30	67	85	102	85	17	17	17
地方交付税	8,986	9,514	9,113	8,974	9,272	9,490	10,105	12,668	10,636	10,435	10,106
交通安全交付金	10	10	11	10	9	9	8	8	8	7	7
分担金及び負担金	80	157	116	130	95	70	72	75	81	71	79
使用料及び手数料	754	754	692	649	649	681	641	599	587	600	650
国庫支出金	1,270	1,305	1,431	1,111	1,601	3,348	3,367	2,970	2,614	3,017	2,545
県支出金	1,475	1,194	1,074	1,063	1,202	1,221	1,247	1,561	1,303	1,204	1,376
財産収入	36	35	367	63	52	82	99	118	90	168	188
寄附金	0	0	0	0	4	3	6	98	9	3	7
繰入金	1,994	559	550	650	305	101	73	78	189	117	130
繰越金	886	529	617	620	774	600	1,034	895	1,481	992	982
諸収入	903	659	566	545	527	697	578	746	600	567	522
地方債	3,374	1,936	2,297	1,967	2,267	1,797	1,861	2,792	1,970	2,464	2,116
歳入合計	26,408	23,438	23,805	22,850	23,804	24,916	25,715	29,151	25,962	26,116	25,200
区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
地方税	5,371	5,412	5,433	5,361	5,411	5,430	5,226	5,308	5,416	5,521	5,526
地方譲与税	327	328	326	331	344	358	370	376	383	375	375
利子割交付金	34	5	9	9	5	5	4	2	2	2	2
配当割交付金	33	20	28	22	25	22	35	29	34	30	30
株式等譲渡所得割交付金	9	12	28	19	15	31	41	23	38	36	36
法人事業税交付金	0	0	0	0	0	15	42	72	88	85	85
地方消費税交付金	873	764	791	853	825	1,028	1,110	1,114	1,099	1,109	1,109
ゴルフ場利用税交付金	84	81	80	77	66	54	67	62	61	64	64
自動車取得税交付金	60	61	90	91	47	0	0	1	2	2	2
環境性能割交付金	0	0	0	0	15	24	29	32	36	40	40
地方特例交付金	17	17	20	25	129	44	119	35	36	233	38
地方交付税	9,986	9,432	9,026	9,075	9,717	9,615	9,616	9,543	9,464	9,244	9,418
交通安全交付金	7	6	6	5	5	5	4	4	4	4	4
分担金及び負担金	72	76	121	70	79	73	49	32	24	48	48
使用料及び手数料	536	517	501	506	442	412	399	433	427	392	392
国庫支出金	2,780	2,326	2,356	2,156	3,234	9,097	4,896	4,325	3,569	5,208	5,409
県支出金	1,292	1,259	1,281	1,412	1,545	1,907	1,427	1,491	1,515	1,681	1,569
財産収入	139	94	73	81	105	88	79	114	95	95	95
寄附金	46	355	32	26	39	39	24	50	214	204	204
繰入金	116	138	1,028	1,149	1,260	509	194	562	1,007	991	1,035
繰越金	807	984	895	763	747	1,767	1,508	1,686	1,353	1,515	321
諸収入	554	355	408	419	492	470	622	449	428	499	499
地方債	1,878	1,334	1,499	1,780	2,079	2,110	2,029	1,530	1,569	5,523	4,491
歳入合計	25,021	23,576	24,031	24,230	26,626	33,103	27,890	27,273	26,864	32,901	30,792

区 分	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度							
地方税	5,538	5,539	5,541	5,569							
地方譲与税	375	375	375	375							
利子割交付金	2	2	2	2							
配当割交付金	30	30	30	30							
株式等譲渡所得割交付金	36	36	35	36							
法人事業税交付金	85	85	85	85							
地方消費税交付金	1,109	1,109	1,109	1,109							
ゴルフ場利用税交付金	64	64	64	64							
自動車取得税交付金	2	2	2	2							
環境性能割交付金	40	40	40	40							
地方特例交付金	38	38	38	38							
地方交付税	9,434	9,457	9,472	9,482							
交通安全交付金	4	4	4	4							
分担金及び負担金	48	48	48	48							
使用料及び手数料	392	392	392	392							
国庫支出金	5,101	4,809	6,091	3,779							
県支出金	1,573	1,579	1,585	1,595							
財産収入	95	95	95	95							
寄附金	204	204	204	204							
繰入金	1,035	824	824	824							
繰越金	684	586	748	757							
諸収入	499	499	499	499							
地方債	3,472	2,577	3,816	1,609							
歳入合計	29,860	28,394	31,099	26,638							

歳 出

(単位：百万円)

区 分	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
人件費	5,928	6,129	5,850	5,718	5,570	5,480	5,270	5,190	5,025	4,823	4,741
物件費	4,349	3,968	3,725	3,392	3,317	3,455	3,380	3,648	3,442	3,377	3,459
維持補修費	309	259	242	233	264	272	372	346	335	365	363
扶助費	1,589	1,903	1,894	2,010	2,075	2,196	2,852	2,991	2,965	3,025	3,309
補助費等	1,621	1,136	1,172	1,065	1,119	2,073	1,162	1,354	1,391	1,193	1,315
普通建設事業費	5,016	2,846	3,439	2,379	2,966	3,095	4,297	2,930	2,907	3,870	3,347
災害復旧事業費	53	37	43	41	0	27	35	1,626	828	260	79
公債費	3,516	3,660	3,745	3,874	3,763	3,472	3,456	3,423	3,297	3,308	3,107
積立金	891	305	322	760	1,187	943	982	2,199	1,144	978	1,496
投資・出資金・貸付金	55	48	33	19	23	77	58	390	602	741	72
繰出金	2,552	2,529	2,720	2,585	2,920	2,792	2,956	3,573	3,034	3,194	3,106
歳出合計	25,879	22,820	23,185	22,076	23,204	23,882	24,820	27,670	24,970	25,134	24,394
区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
人件費	4,639	4,740	4,840	4,887	4,933	4,920	4,949	4,981	4,992	5,255	5,479
物件費	3,578	3,432	3,227	3,328	3,732	3,413	3,777	4,047	3,962	3,962	4,042
維持補修費	385	428	483	449	596	769	763	872	720	825	829
扶助費	3,341	3,475	3,461	3,392	3,471	3,731	4,684	4,126	4,327	4,361	4,357
補助費等	1,357	1,350	1,480	1,601	2,774	8,083	2,586	2,890	2,445	4,209	3,181
普通建設事業費	3,544	2,033	3,015	3,585	4,089	4,572	3,123	2,942	2,741	8,005	7,434
災害復旧事業費	21	38	36	0	327	556	77	0	31	36	36
公債費	2,863	2,608	2,456	2,373	2,211	2,262	2,248	2,398	2,351	2,212	2,234
積立金	960	1,116	823	570	380	635	1,276	955	1,145	1,871	1,035
投資・出資金・貸付金	75	19	61	80	69	399	463	393	480	372	372
繰出金	3,275	3,442	3,386	3,267	2,276	2,255	2,258	2,316	2,346	1,793	1,793
歳出合計	24,038	22,681	23,268	23,532	24,858	31,595	26,204	25,920	25,540	32,901	30,792

区 分	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度							
人件費	5,583	5,688	5,744	5,802							
物件費	4,122	4,202	4,284	4,365							
維持補修費	833	837	841	845							
扶助費	4,335	4,313	4,290	4,267							
補助費等	3,181	3,181	3,181	3,181							
普通建設事業費	6,302	4,844	7,406	2,783							
災害復旧事業費	36	36	36	36							
公債費	2,269	2,304	2,327	2,370							
積立金	1,035	824	824	824							
投資・出資金・貸付金	371	372	373	372							
繰出金	1,793	1,793	1,793	1,793							
歳出合計	29,860	28,394	31,099	26,638							

■参考資料

(1) 歴史的・文化的な共通点

名称等	地区名	特 徴	備 考
佐竹寺	常陸太田地区	1546年本堂建立 国重要文化財	佐竹義昭建立
久米城跡	金砂郷地区	佐竹北家の居城	
山入城跡	水府地区	佐竹一族山入氏居城	
西山御殿（西山荘）	常陸太田地区	徳川光圀公隠居所	
辰ノ口用水	金砂郷地区	水戸藩三大江堰	
西金砂神社	金砂郷地区	大祭礼・田楽	72年毎の大祭礼 6年毎の小祭礼
東金砂神社	水府地区	大祭礼・田楽	72年毎の大祭礼
棚倉街道	常陸太田地区 里美地区	歴史的な街並み・宿場	

(2) 個性ある主な特産品

品 名	地区名	特 徴 等
乳製品（里美ジェラート・ヨーグルト、チーズ等）	里美地区	地域の牛乳等を活用
淡水魚	水府地区 里美地区	イワナ・ヤマメ等 「里美イワナ」は市の天然記念物
常陸秋そば	金砂郷地区 水府地区	金砂郷地区赤土町が原産地 地元産そば粉を利用したそば店多数
ぶどう・なし	常陸太田地区 等	観光ぶどう園等が多く立地
柿	水府地区	常陸柿匠・星霜柿
地酒	全域	市内には4つの蔵元
こんにゃく	全域	水府地区の「しみこんにゃく」は有名
木材	水府地区 里美地区	協同組合によるプレカット工場 製材・木材出荷・八溝材の活用
米	全域	常陸太田市産コシヒカリ
納豆	常陸太田地区、 金砂郷地区	国産大豆を使用した銘柄を各種販売

(3) 自然（山）の活用

施設名等	地区名	特 徴 等
風力発電所	里美地区	自然エネルギーを活用した風力発電施設

(4) 自然（川）の活用

施設名等	地区名	特 徴 等
竜神大吊橋	水府地区	歩行者専用としては日本最大級の吊橋 新緑・紅葉の時期はみごとな景観
竜神峡	水府地区	亀ヶ淵等豊かな景観を持つ渓谷 竜神大吊橋・竜神ふるさと村と一体となった 観光ゾーンを形成
ダム・水力発電	水府地区 里美地区	水府地区の竜神ダム 里美地区には3つの水力発電所
釣り	全域	里川・山田川には多くの太公望が来訪
春友彫刻の森周辺	常陸太田地区	親水性の高い公園 テニスコート・手作り工芸センター併設

(5) 里の活用

施設名等	地区名	特 徴 等
白幡台住宅団地	里美地区	市と県の連携による住宅地の販売
佐竹南台ニュータウン・ 四季の丘はたそめ等	常陸太田地区	民間開発による大規模ニュータウン 真弓・大森の大規模団地
工業団地	常陸太田地区 金砂郷地区	県・民間開発による大規模工業団地

(6) まちの活用

施設名等	地区名	特 徴 等
鯨ヶ丘の景観と坂	常陸太田地区	歴史的建造物や蔵造りの建物が多数立地 坂が多く歩いて楽しいまちづくりが可能
国道349号沿線	常陸太田地区	水と緑のプロムナード・ロードサイドショッ プ・ショッピングセンター等生活利便施設が 集中立地

(7) 人材の活用

人 名	地区名	概 要
徳川 光圀	常陸太田地区	水戸藩二代藩主 当市において晩年を過ごし「大日本史」の編 纂を行った。
佐藤 進	常陸太田地区	順天堂大学の創立者 市立太田進徳幼稚園にその名を残す。
梅津 福次郎	常陸太田地区	海産物問屋として成功 旧太田町庁舎建設費を寄付する。
木村 謙次	水府地区	葉タバコ生産やしみこんにゃくの振興に寄 与1798年に幕命により蝦夷地にわたり、 エトロフ島に「大日本恵登呂府」の木柱を立てる。

(8) 高齢者福祉・介護保険関連施設

施設名	地区名	特徴・内容
総合福祉会館	常陸太田地区	本格的な総合福祉・保健施設となっている。 特異なデザインと地球環境に配慮した建物として有名である。 ・障害児・障害者デイサービス施設 ・総合保健センター ・温泉入浴施設 ・社会福祉協議会 ・地域包括支援センター
西山苑（特養・民間）	常陸太田地区	定員 110人
世矢の里（特養・民間）	常陸太田地区	定員 90人
藤井ハイム常陸太田（特養・民間）	常陸太田地区	定員 90人
もりの里（地域密着型特養・民間）	常陸太田地区	定員 29人
松栄荘（特養・民間）	金砂郷地区	定員 86人
誠信園（特養・民間）	水府地区	定員 65人
くじらヶ丘（老健・民間）	常陸太田地区	入所定員 100人
はすみ敬愛（介護医療院・民間）	常陸太田地区	定員 57人
太田病院（介護医療院・民間）	常陸太田地区	定員 32人
高齢者生産活動センター	里美地区	高齢者の生産活動を通じてのいきがい施設 わら工品製造・木工加工・農林産物加工・営業等
えみの里（特養・民間）	里美地区	定員50人

(9) 保健センター等

施設名	地区名	特徴等
総合保健センター	常陸太田地区	総合福祉会館内に併設
北部保健センター	水府地区	水府支所に併設
こども家庭センター ここキララ	常陸太田地区	妊娠・出産・子育てなどに関する情報提供や 相談支援、関係機関との調整を行う総合窓口

(10) 障害者施設

施設名	地区名	特徴等
児童発達支援事業所「あいあい」	常陸太田地区	総合福祉会館内 通所定員10人
多機能福祉サービス事業所「ゆめの樹」	常陸太田地区	総合福祉会館内 通所定員20人

(11) 文化・学習施設等

施設名	地区名	特徴等
市民交流センター	常陸太田地区	本格的ホール 大ホール客席数1004 多目的ホール客席数300・会議室等
生涯学習センター	常陸太田地区	ホール客席数307 講座室・創作室・児童室・リフレッシュルーム等
図書館	常陸太田地区	蔵書能力14万冊の本格的図書館
春友手作り工芸センター	常陸太田地区	陶芸等の活動 彫刻の森・テニスコート・親水公園等
交流センターふじ	金砂郷地区	ホール客席数500 図書室・会議室・調理実習室等
工芸交流センター「楓」	金砂郷地区	陶芸・染物・木工・竹細工等
郷土文化保存伝習施設「こしらえ館」	水府地区	陶芸等の創作活動
水府総合センター	水府地区	ホール客席数297 図書室・会議室・調理実習室等
里美文化センター	里美地区	ホール・集会室・図書室・資料室・実習室・娯楽室等

(12) 社会体育施設

施設名	地区名	特徴等
山吹運動公園	常陸太田地区	総合運動公園 陸上競技場・体育館・武道館・相撲場・弓道場・少年野球場・野球場・テニスコート
白羽スポーツ広場	常陸太田地区	サッカー場2面・ソフトボール場4面 クラブハウス併設
春友彫刻の森運動公園	常陸太田地区	テニスコート
大里ふれあい広場	金砂郷地区	ターゲットバートゴルフ場・屋外プール・ 屋内ゲートボール場（ふれあいセンター）・ 野球場・テニスコート
大方運動広場	金砂郷地区	グラウンド
松平運動公園	水府地区	グラウンド
水府海洋センター	水府地区	体育館・屋内プール・柔道場
天下野運動公園	水府地区	グラウンド・テニスコート
里美運動公園	里美地区	多目的スポーツ広場・テニスコート
温水プール	常陸太田地区	25 ^{メートル} ×8コース 幼児プール等

(13) 主な観光・余暇施設

施設名	地区名	特徴等
西山御殿（西山荘）・西山の里桃源	常陸太田地区	徳川光圀の隠居地 観光施設「桃源」や茶室「晏如庵」等
西山公園	常陸太田地区	花見の名所
道の駅ひたちおおた ～黄門の郷～	常陸太田地区	国道３４９号の沿線 農産物や特産品を取り揃えた直売所や地元 食材を活かしたレストラン等
西金砂湯けむりの郷 （金砂の湯・金砂庵）	金砂郷地区	入浴とそばを中心とした食事 西金砂天然水も人気
西金砂そばの郷 （そば工房）	金砂郷地区	そばの食事・そば打ち体験・そばを活用した 商品開発
こめ工房	金砂郷地区	物産センター 常陸太田市産コシヒカリの販売・食事やもち 米等の加工品製造
金砂ふるさと体験交流施設 かなさ笑楽校	金砂郷地区	廃校を活用した宿泊可能な体験交流施設
親沢池公園	金砂郷地区	蓮の池 シーズンには多くのカメラマンが来訪
竜神大吊橋	水府地区	歩行者専用としては日本最大級の吊橋 新緑・紅葉の時期はみごとな景観
竜神峡	水府地区	亀ヶ淵等豊かな景観を持つ渓谷 竜神大吊橋・竜神ふるさと村と一体となった 観光ゾーンを形成
竜神ふるさと村	水府地区	キャンプ場・バンガロー等
水府竜の里公園	水府地区	オートキャンプ場
竜っちゃん乃湯	水府地区	入浴・食事・宿泊施設
プラトーさとみ	里美地区	宿泊施設「プラトーさとみ」・バーベキュー ハウス・オートキャンプ場・天体観測施設等
ぬく森の湯	里美地区	入浴・食事・休憩・娯楽施設
里美ふれあい館	里美地区	山村体験交流・滞在型観光施設 各種体験プログラム・宿泊施設併設
道の駅さとみ	里美地区	国道３４９号の沿線
農産物直売所等	全域	「せやの径」等、農協や民間の農産物等の直 売所多数立地
農畜産物等加工施設	里美地区	チーズ製造・販売

(14) 特徴ある施設

施 設 名	地区名	特 徴 等
市営幡町住宅	常陸太田地区	エレベーター付き中層市営住宅
県営大里住宅	金砂郷地区	大里ふれあい広場に隣接する団地
水府・里美地区市営住宅	水府地区 里美地区	木材を利用した景観に配慮した住宅
そば街道モニュメント	金砂郷地区	モニュメントが36基設置
常陸秋そば発祥の地記念碑	金砂郷地区	金砂郷地区赤土町に建てられた常陸秋そばの歴史を記した記念碑
瑞竜霊園	常陸太田地区	市営霊園 規格霊園・自由霊園
太田一高旧講堂	常陸太田地区	明治37年建築 国重要文化財
太田進徳幼稚園	常陸太田地区	順天堂大学の創立者佐藤進にちなむ幼稚園
郷土資料館（梅津会館）	常陸太田地区	梅津福次郎氏の寄付によって建てられた旧太田町役場庁舎
鯨ヶ丘の坂	常陸太田地区	板谷坂・十王坂・塙坂等
マウンテンバイクコース	常陸太田地区	ふるさとの森・生活環境保全林内に設置された丘陵地を縫って走るコース
ロードサイドショップ	常陸太田地区	国道349号沿線は、ロードサイドショップが数多く立地
水と緑のプロムナード	常陸太田地区	歩道・水路を活用した環境整備

常陸太田市新市建設計画

【策定】 平成16年2月
常陸太田市・金砂郷町・水府村・里美村合併協議会

【変更】 平成27年3月、平成30年3月、令和6年12月
常陸太田市

【編集】 常陸太田市企画部企画課
TEL：0294-72-3111
FAX：0294-72-3002